

第3次野木町男女共同参画プラン

【野木町DV防止基本計画】

【野木町女性の活躍推進計画】

令和3年度～令和7年度

～男女ともいきいき活躍できるまち～



令和3年3月
野木町

はじめに

急速な人口減少にともなう超高齢化社会の到来、雇用環境の変化、新型コロナウイルス感染拡大防止のための新しい生活スタイルの定着また、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化しています。



このような状況の中、女性と男性が対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、ともに支え合いながら喜びや責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、ますます重要なものとなっています。

また、男女共同参画社会の実現は、社会的な課題の解決に向けた国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に大きく貢献するものであり、各々が身近な問題として捉え、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

これまで野木町では、「野木町男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、平成23年から2次にわたり、「野木町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を総合的に進めてまいりました。

しかし、私たちを取り巻く習慣や社会的な仕組みにおいて未だに固定的な性別役割分担意識が根強く残り、また女性の活躍推進がなかなか進んでいないなど、依然として取り組むべき課題が山積みとなっています。

今回の改定では、引き続き「男女ともいきいき活躍できるまち」を将来像として5つの目標を掲げ、住民や団体、企業の皆様との協働により、さらなる取り組みを進めてまいります。

町民の皆様におかれましては、男女共同参画についてご理解を深めていただくとともに男女とも“キラリ”と光る野木町の実現に向けてご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、今回のプランの内容についてご審議いただきました野木町男女共同参画審議会の皆様をはじめ、野木町女性会議の皆様、アンケートの回答及びパブリックコメントにご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

野木町長 真瀬 宏子

野 木 町 民 憲 章

昭和 58 年2月1日制定

わたくしたちは、野木町民であることに誇りと責任をもち、
明るく住みよい豊かな郷土をつくるため、ここに町民憲章を定め
ます。

1. 自然を愛し、
清潔で健康なまちをつくりましょう。
1. 伝統を尊び、
教養を高め文化の薫るまちをつくりましょう。
1. 心ふれあう、
安らぎのある住みよいまちをつくりましょう。
1. 仕事にはげみ、
活気ある豊かなまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、
平和な明るいまちをつくりましょう。

野木町男女共同参画都市宣言

平成 24 年3月

水と緑豊かな野木町に住むわたしたちは、国際社会の一員として、平和を愛し、お互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮して、あらゆる場面で支え合い、男女ともいきいき活躍できるまちをつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野で平等に参画できるまちをつくります。
1. わたしたちは男女がお互いに自分らしさを発揮し、社会の一員として共に協力することができるまちをつくります。
1. わたしたちは男女が共に家庭、学校、地域及び職場などで支え合う、思いやりあふれたまちをつくります。

もくじ

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の背景	2
3 プランの性格と位置づけ	10
4 プランの期間	11
第2章 野木町の現状と課題	12
1 野木町の現状	12
（1）人口の状況	12
（2）世帯の状況	13
（3）結婚の状況	14
（4）出産の状況	15
（5）就労の状況	16
（6）労働力率の状況	17
2 アンケート調査結果からみる現状と課題	18
（1）調査概要	18
（2）男女の地位の平等感	19
（3）女性が職業を持つこと	20
（4）家庭における役割分担	21
（5）ワーク・ライフ・バランスの実現	22
（6）男女がともに介護や子育てをしながら働き続けるために必要なこと	23
（7）女性のリーダーが増えることによる影響	24
（8）DV被害を受けた経験	25
（9）DV被害の相談	26
第3章 プランがめざすもの	27
1 将来像	27
2 基本理念	27
3 施策体系	28
第4章 施策の展開	30
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	30
施策の方向 1 男女共同参画の意識を高めるための取組み	30

施策の方向 2	地域活動における男女共同参画の周知.....	31
施策の方向 3	学校教育における男女共同参画の啓発.....	32
施策の方向 4	社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動....	33
基本目標 2	男女共同参画の環境づくり.....	34
施策の方向 1	家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり.....	34
施策の方向 2	企業や団体における男女共同参画の環境づくり.....	36
施策の方向 3	地域活動における男女共同参画の環境づくり.....	37
基本目標 3	配偶者等からの暴力や虐待の根絶の推進【野木町DV防止基本計画】..	39
施策の方向 1	町民への啓発・広報の充実.....	39
施策の方向 2	DV等防止に関する活動の推進.....	41
施策の方向 3	DV等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備.....	42
基本目標 4	ワーク・ライフ・バランスの推進.....	43
施策の方向 1	家庭生活と職業生活を両立させる取組の推進.....	43
施策の方向 2	男性に対する男女共同参画の推進.....	45
施策の方向 3	人生 100 年時代における健康や生きがいの推進.....	46
基本目標 5	女性活躍の推進【野木町女性の活躍推進計画】.....	48
施策の方向 1	女性活躍を推進するための体制づくり.....	48
施策の方向 2	女性の職業生活をサポートする環境づくり.....	49

第 5 章 プランの推進体制..... 51

1	進行管理と評価.....	51
2	推進体制の強化.....	52

参考資料..... 53

1	プラン見直しの経過.....	53
2	野木町男女共同参画審議会委員等名簿.....	54
3	野木町男女共同参画推進条例.....	55
4	野木町総合サポートセンター（ひまわり館）体制図.....	60
5	アンケート調査票及び単純集計結果.....	61
6	持続可能な開発目標（SDGs）解説.....	70

第 1 章
プラン策定に
あたって



第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本町では、平成23年3月に「野木町男女共同参画プラン」、平成28年3月には「第2次野木町男女共同参画プラン」を策定し、「男女ともいきいき活躍できるまち」を将来像とし、一人ひとりが人権意識を持ち、男女が互いに人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取り組みを行ってきました。

この間わが国では、少子高齢化や人口減少社会の本格化、未婚・単身世帯の増加、グローバル化、頻発する大規模災害などの社会経済環境や人々の価値観、生活スタイルなど急激に変化してきました。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、各分野への女性参加が進み、新たな価値や付加価値が生み出されるなど期待と関心が高まっています。

しかし、家庭や職場、地域社会において、男女の固定的な性別役割分担意識が未だ根強く存在し、女性の参画は十分とは言えず、性差に関する偏見や配偶者等に対する暴力など、多くの課題が依然として存在しています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症により外出自粛や生活不安など生活環境が急激に変化し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための新しい生活スタイル等を定着していかなければなりません。こうした状況の中、将来にわたり持続可能でよりよい地域社会をつくっていくことが重要な課題となります。

こうした現状を踏まえて、これまでの取り組みの成果や新たな課題に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けての目標を定め、施策を総合的、計画的に推進するため第3次となる「野木町男女共同参画プラン」を策定するものです。

なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「市町村DV防止基本計画」及び「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」を包含しています。



2 プラン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 国際的な動き

◆「国際婦人年世界会議」と「世界行動計画」

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、この年にメキシコシティにおいて第1回の世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

また、国連総会では国際婦人年に続く昭和51年から昭和60年の10年間を「国際婦人の10年」とし、平等・発展・平和の目標達成に向けた取組みが提唱されました。

◆「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」

昭和54年（1979年）には、第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

◆「ナイロビ将来戦略」

昭和60年（1985年）には「国連婦人の10年世界会議」が開催され、西暦2000年までの女性の地位向上のための長期的活動のガイドラインとして「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

◆「21世紀に向けての新たな行動綱領」と「北京宣言」

平成7年（1995年）には、第4回世界女性会議において、女性の地位向上のための国際的基準となる「21世紀に向けての新たな行動綱領」と、世界の女性の地位向上とエンパワメントを目指す「北京宣言」が採択されました。

◆「女性2000年会議」の開催

平成12年（2000年）には、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や女子に対する差別的な条項撤廃のための法律の見直しなどを盛り込んだ「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

◆第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」の開催

平成17年（2005年）には、ニューヨークの国連本部において第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」が開催されました。この会議は、平成7年（1995年）に開催された第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「21世紀に向けての新たな行動綱領」と



「北京宣言」、「北京宣言および行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」を再確認し、男女平等の完全実施に向けたより一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

◆第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」の開催

平成22年（2010年）には、第4回世界女性会議から15年目にあたることを記念し、ニューヨークの国連本部で第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認するとともに、「第4回世界女性会議15周年における宣言」等が採択されました。

◆「UN Woman」の設立

平成23年（2011年）、女性と女児の権利を促進するため、既存のジェンダー関連4機関を統合し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関として「UN Woman」が設立されました。女性のリーダーシップと参画、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力の撤廃、平和・安全保障などをテーマとして活動を始めました。

◆「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の採択

平成26年（2014年）の第58回国連婦人の地位委員会では、東日本大震災から1年を迎えるにあたり、女性に配慮した災害への取り組みを促進することを目指し、日本の提案による「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

※ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

◆第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」の開催

平成27年（2015年）には、第4回世界女性会議から20年を迎えることを記念して、第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」がニューヨークにて開催されました。「北京宣言および行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。



また、同年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられ、女性の地位向上や参画を早急に実現することの重要性が世界的に認識されています。

◆G7伊勢志摩サミット

平成28年（2016年）には、G7伊勢志摩サミットが行われ、日本が議長を務めました。女性分野を優先アジェンダのひとつとして取り上げ、首脳宣言に、質の高い教育や訓練等を通じた女性の能力開花を支援し、そのための「G7行動指針」を支持することや、女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブを立ち上げること、女性に対するあらゆる暴力への対応強化に尽力することなどが盛り込まれました。

◆「W20（Woman20）」と「国際女性会議WAW！」同時開催

平成31年（2019年）3月には、女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体である「第5回W20（Woman20）」と、世界の様々な地域、国際機関から女性の分野で活躍するトップリーダーで組織される「第6回国際女性会議WAW！」を同時開催しました。日本及び世界における女性のエンパワーメント、女性の活躍促進のための取組みなどについて議論を行いました。

（2）国の動き

◆国内行動計画の策定

わが国では、国連を中心とした世界的な動きと連動しながら、男女平等の実現に向けた法律や制度を整備するとともに、さまざまな取組みを進めてきました。

昭和50年（1975年）の国際婦人年には、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）に国内行動計画を策定しました。

◆女子差別撤廃条約の批准

昭和55年（1980年）には、「女子差別撤廃条約」への署名が決定し、その後、民法や国籍法、戸籍法の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定や「労働基準法」の一部改正など法律制度等の整備を進め、昭和60年（1985年）に批准しました。

◆西暦2000年に向けての新国内行動計画の策定

昭和62年（1987年）には、西暦2000年に向けて各国等が効果的措置を取るうえでのガイドラインである「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。



その後、平成3年（1991年）にその1次改定を行い「参加」から一歩進んで積極的・主体的に参加するという「参画」へ改め、これに沿った施策のひとつとして、同年、「育児休業法」が成立し、翌年から施行となりました。

また、平成6年（1994年）には、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設けるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置しました。また、総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設け、男女共同参画の推進体制の一層の充実を図りました。

◆男女共同参画2000年プラン

平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会が広く国民各層の意見を求めつつ、第4回世界女性会議の成果を視野に入れて調査審議を進め答申した「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

◆男女共同参画社会基本法の制定

平成11年（1999年）には男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組みを総合的に推進していくことを目的とした「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

また、平成12年（2000年）には男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示す「男女共同参画基本計画」を策定し、平成13年（2001年）には男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置されるなど、推進体制が大幅に強化されました。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）の公布・施行

平成13年（2001年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法という。）」が公布・施行され、平成16年（2004年）の改正により、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護等の体制の整備に加え、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化などが規定されました。

◆女性のチャレンジ支援策の推進の決定

平成15年（2003年）には、男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策の推進」を決定し、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を平成32年度までに30パーセント以上とすることを目標に取り組むこととしました。

◆男女共同参画基本計画（第2次）策定

平成17年には、「男女共同参画基本計画」の計画期間が平成17年度末に終期を迎えることから、新たに「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「女性のチャレンジ支援」、「仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」など



の具体的な施策を盛り込んだ第2次基本計画を策定しました。

◆「ワーク・ライフ・バランス憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

平成19年には、持続可能な社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示す「ワーク・ライフ・バランス憲章」と、憲章で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するために、企業や労働者、国や自治体の施策の方針を定める「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、パートタイム労働者の「公正な待遇の実現」を目指して、パートタイム労働法が改正されました。

◆第3次男女共同参画基本計画の策定

平成22年には、少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、育児・介護休業法が一部改正されました。

また、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30パーセント程度とする目標に向けた取組みの推進などが掲げられ、男女共同参画社会の実現に一層取り組むことになりました。

◆配偶者暴力防止法（DV防止法）改正

平成25年には、適用対象の拡大を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と法律の名称が改められ、「生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者」についても、この法律が準用されることになり、平成26年に施行されました。

◆女性活躍推進法の施行と第4次男女共同参画基本計画の策定

平成27年には、女性が置かれる様々な状況に対応した支援策を提示した「女性のチャレンジ応援プラン」を策定し、さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」を整備するなど、基盤整備を進めています。

また、第4次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心型労働慣行の変革や男女共同参画の視点からの防災・復興対策等を改めて強調しています。

◆女性活躍の視点に立った制度等の整備

平成29年には、今後も女性の就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれるなか、保育の受け皿の拡大や保護者への「寄り添う支援」の普及促進などを盛り込んだ「子育て安心プラン」を公表するなど、社会における活動や個人の生き方が多様化するなかで、働きたい女性が不便を感じ、働く意欲が阻害されることの無いよう、女性活躍の視点に立った制度等の整備が進められました。



◆働き方改革関連法の成立

平成30年には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の措置を講ずる「働き方改革を推進する為の関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「働き方改革関連法」が成立するなど、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む制度等の整備が進められました。

(3) 栃木県の動き

◆組織

栃木県では、国際婦人年を契機とする世界的な動きや国の動きに呼応して、女性行政を積極的に推進するため、昭和54年（1979年）、企画部に「婦人青年課」を新設し、庁内には、女性に関する施策の関係課として「婦人行政連絡会議」を設置しました。

平成8年（1996年）には、全庁的に男女共同参画社会の実現に向けた体制を整えるため、知事を本部長とした「男女共同参画推進本部」を設置し、平成12年（2000年）には、生活環境部女性青少年課に男女共同参画担当を設置しました。

平成15年（2003年）には、「栃木県男女共同参画推進条例」に基づき、「栃木県男女共同参画審議会」を設置しました。

◆計画・条例

昭和56年（1981年）、婦人の地位と福祉の向上を目指すための「婦人のための栃木県計画」を策定しました。

平成13年（2001年）には、男女共同参画社会基本法を受け、「とちぎ男女共同参画プラン」を策定しました。

平成14年（2002年）には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民一丸となった男女共同参画社会の実現に向け、「栃木県男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成17年（2005年）には、DV防止法に基づき、県の配偶者からの暴力に関する施策を総合的に実施するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、平成21年（2009年）に改訂、平成24年（2012年）に第二次改訂を行いました。

平成18年（2006年）には、男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組みを継承・発展させていくための「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」を策定しました。

平成23年（2011年）には、これまでの成果と課題を踏まえ、「豊かで活力ある男女共同参画社会」の実現に向けた新たな行動計画として、「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」を策定しました。



第1章 プラン策定にあたって

その後、三期計画策定後の社会状況の変化や取組みの成果・課題等を踏まえ、平成28年（2016年）に「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」を策定しました。

◆男女共同参画センター

平成8年（1996年）、男女共同参画社会の実現を目指し、県民の自主的・主体的活動を幅広く支援するための拠点施設として、「とちぎ男女共同参画センター（愛称：パルティ）」を設置しました。

また、女性の相談・保護・自立支援の中核機関として「とちぎ男女共同参画センター」を開設しました。

◆女性活躍推進

平成28年（2016年）、女性活躍推進法（正式名称：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が施行されたことを受け、施策を総合的かつ計画的に推進するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（栃木県）」を策定しました。

また、同年、知事をトップに官民協働によるオールとちぎ体制で、働き方改革や女性の活躍を応援する「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

（4）野木町の動き

◆計画・条例

野木町では、「男女ともいきいき活躍できるまち」を将来像とし、男女共同参画に関する様々な施策を総合的かつ計画的に進めていくため、平成23年3月に「野木町男女共同参画プラン」を策定しました。

平成24年3月には、男女共同参画社会づくりに対するさらなる意識づくりとともに、男女共同参画社会の実現に取り組む決意を全国に発信するため、「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成26年3月には、町、町民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組み、男女が共同して能力や個性を発揮できる男女共同参画社会の早期実現を目指すため、「野木町男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、取組みの成果や社会情勢などを踏まえ、平成28年3月に「第2次野木町男女共同参画プラン」を策定しました。

◆取組み

平成26年、野木町のまちづくりにおける各分野において、男女がともに支え合い、特に女性の能力・感性・視点を生かした意見や考えを町長に提言することを目的とした「野木町女性



会議」を設置し、現在までに8回の会議を開催し、様々な議論を行ってきました。

平成27年7月には、全国の女性町長が一堂に集まる「第4回全国女性町長サミット」を開催し、「男女がともに輝くワーク・ライフ・バランス」をテーマにシンポジウムを行い、男女共同参画社会の実現などを宣言する「サミットアピール」を行いました。

平成30年には、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を町が応援する「野木町男女共同参画推進事業所認定制度」をスタートしました。

平成31年4月には、保健師や社会福祉士、介護支援専門員などが常駐し、さまざまな相談をワンストップで受ける「野木町総合サポートセンターひまわり館」をオープンしました。

また、上記の取組みに加えて、平成24年度からは、男女共同参画をテーマとした映画会を隔年度開催しているほか、平成26年度からは、男女共同参画標語及びポスター作品の募集を行うなど、町民に対する男女共同参画の普及及び啓発の取組みを進めています。



野木町マスコットキャラクター

「のぎのん」



第1章 プラン策定にあたって

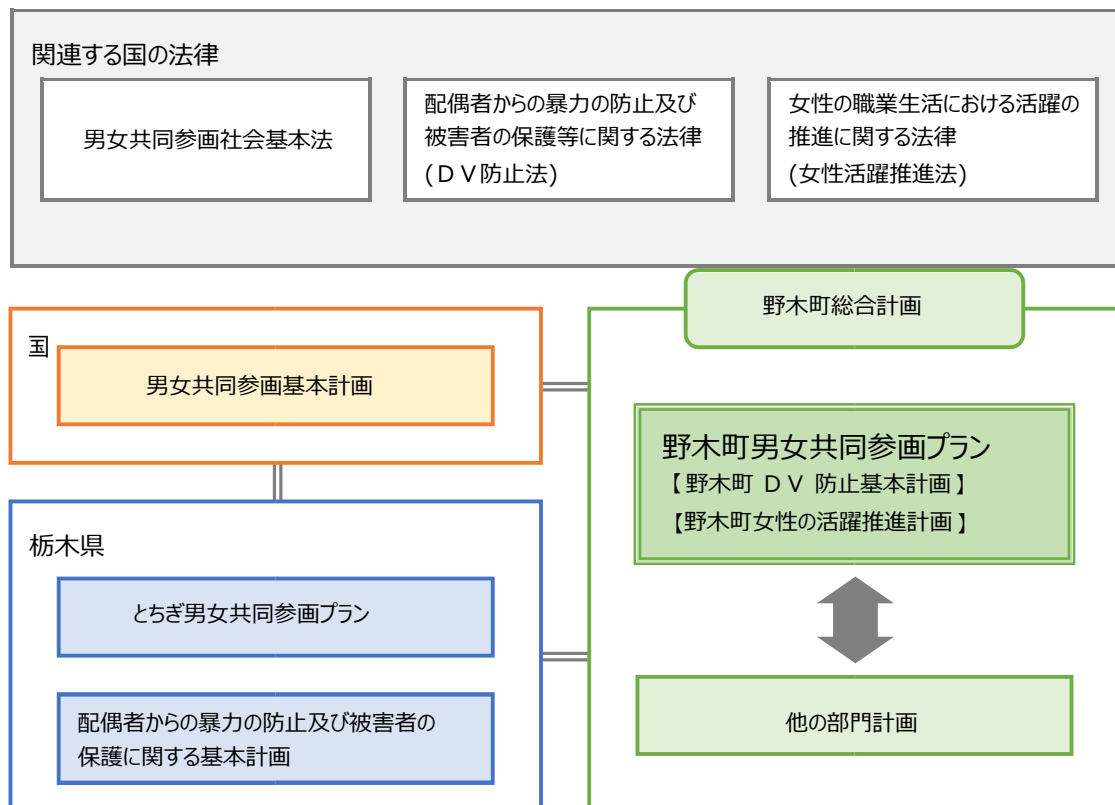
3 プランの性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画に位置付けられ、男女がともに尊重しあい社会のあらゆる分野において性別に関わらず個性と能力を十分に発揮し喜びや責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現を目指して策定するものです。

また、本プランは、本庁の総合計画の部門的計画のひとつとして位置づけられています。

プランの策定にあたっては、「男女共同参画社会基本法」で示されている基本理念等に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や「DV防止法」、「女性活躍推進法」及び県の「とちぎ男女共同参画プラン」等を勘案しているほか、町民を対象としたアンケートを通じて寄せられた意見を取り入れるなど本町の特性や現状を踏まえるとともに、社会情勢などを考慮し策定しています。

なお、本プランは、DV防止法第2条の3第3項の「市町村DV防止基本計画」及び女性活躍推進法第6条の2の「市町村推進計画」を包含しており、基本目標3を「野木町DV防止基本計画」、基本目標5を「野木町女性の活躍推進計画」として位置づけます。





4 プランの期間

本プランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、新たな課題、国や県の取組み、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

計画 \ 年度	平成									令和						
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	
野木町総合計画・基本構想																
野木町総合計画・基本計画						前期計画					後期計画					
野木町男女共同参画プラン	1次計画					2次計画					3次計画					



第 2 章

野木町の 現状と課題



第2章 野木町の現状と課題

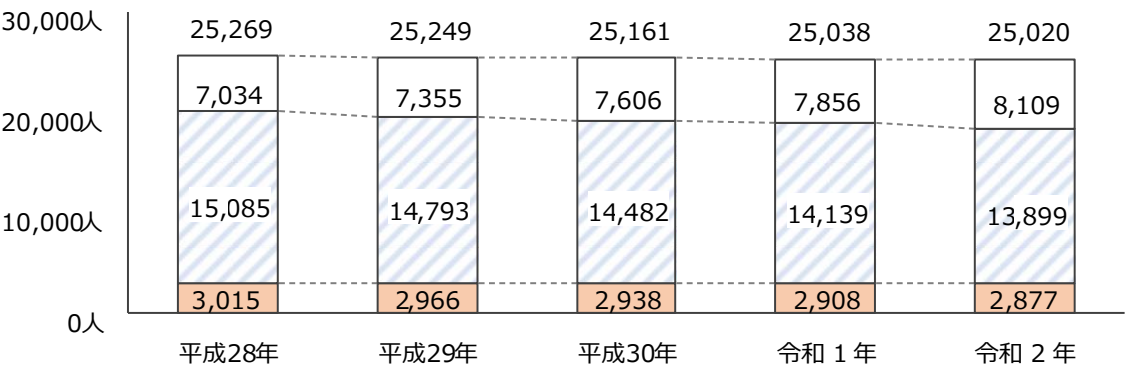
1 野木町の現状

(1) 人口の状況

本町の総人口は、年々減少しています。

年齢3区分でみると、高齢者人口は年々増加しており、令和2年の高齢化率は32.6%となっています。年少人口および生産年齢人口については、ともに年々減少しています。

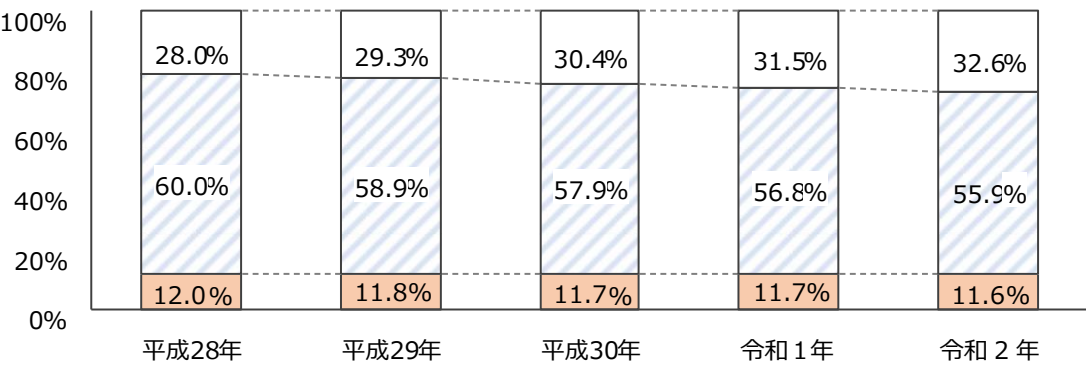
■人口の推移（野木町）



■ 年少人口 (0-14 歳) ■ 生産年齢人口 (15-64 歳) ■ 高齢者人口 (65 歳以上)

※国勢調査の結果を基礎とした数値のため、総人口は年齢別人口に年齢不詳分を加えて算出しています

■人口割合の推移（野木町）



■ 年少人口 (0-14 歳) ■ 生産年齢人口 (15-64 歳) ■ 高齢者人口 (65 歳以上)

資料：栃木県毎月人口調査（各年 10 月 1 日現在）

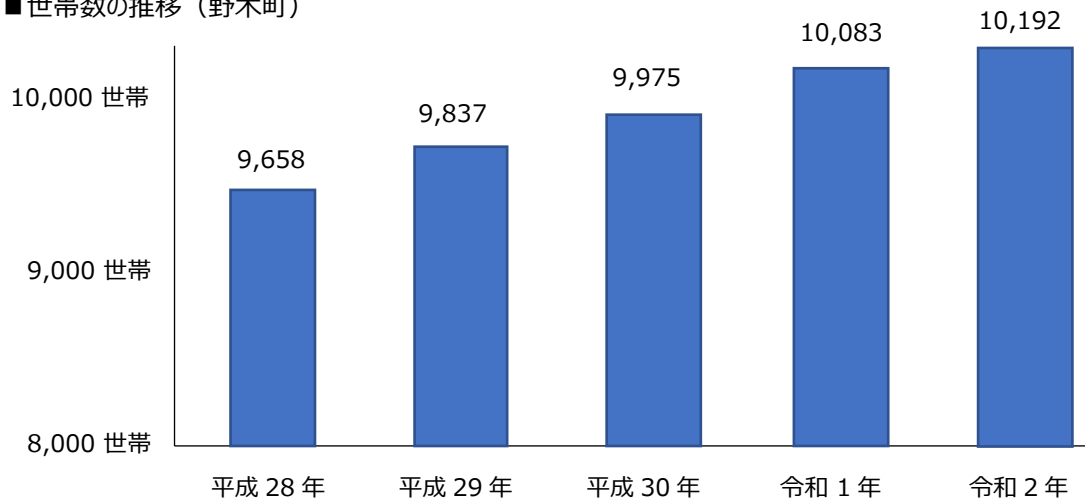


(2) 世帯の状況

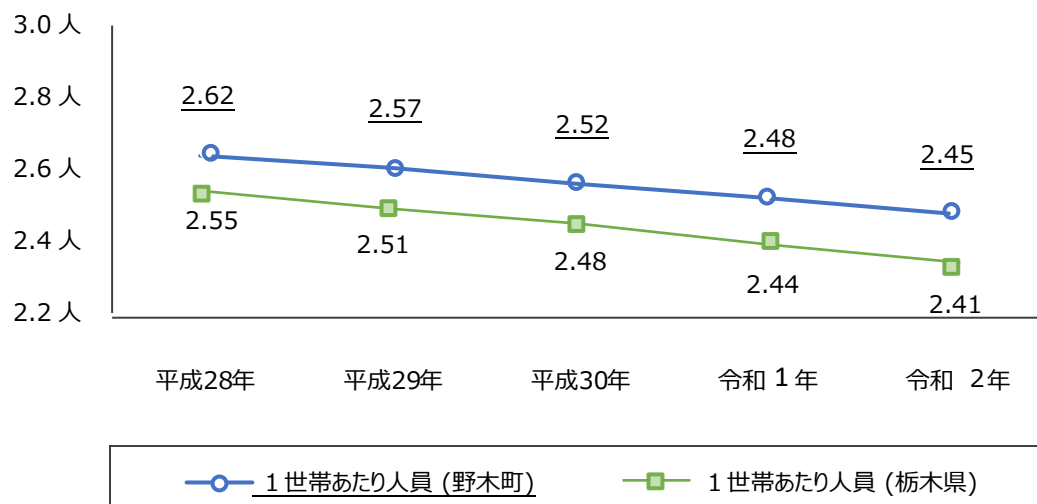
本町の世帯の状況をみると、世帯数は年々増加しており、令和2年には10,192世帯となっています。

一方、1世帯あたりの人員は、栃木県全体の数値より高く推移していますが、年々減少しており、核家族化の一層の進行が読み取れます。

■ 世帯数の推移（野木町）



■ 1世帯あたり人員の推移



資料：栃木県毎月人口調査（各年 10 月 1 日現在）



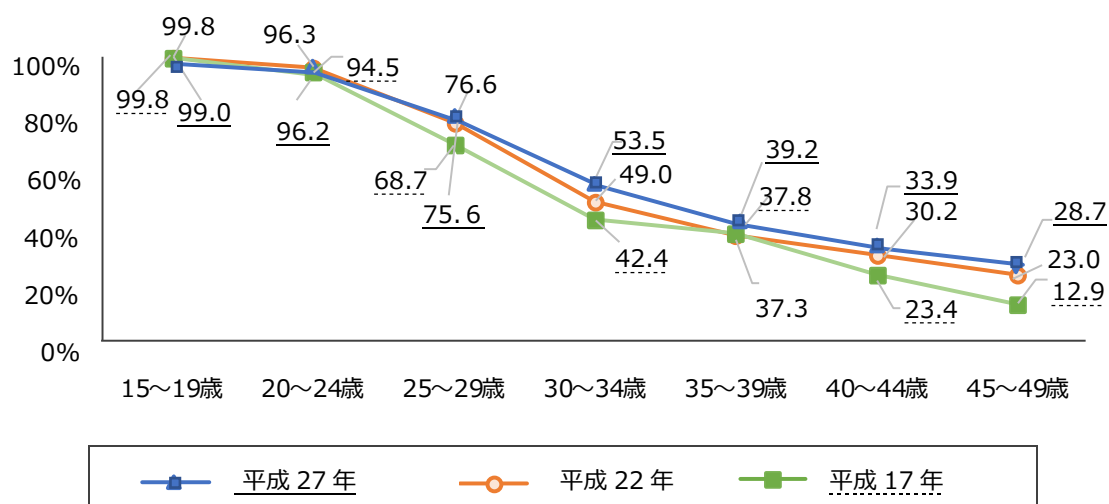
(3) 結婚の状況

本町の年代別未婚率の推移をみると、平成17年から平成27年の10年間で15歳から30歳未満は減少傾向にあるものの、30歳以上から50歳未満では増加しています。

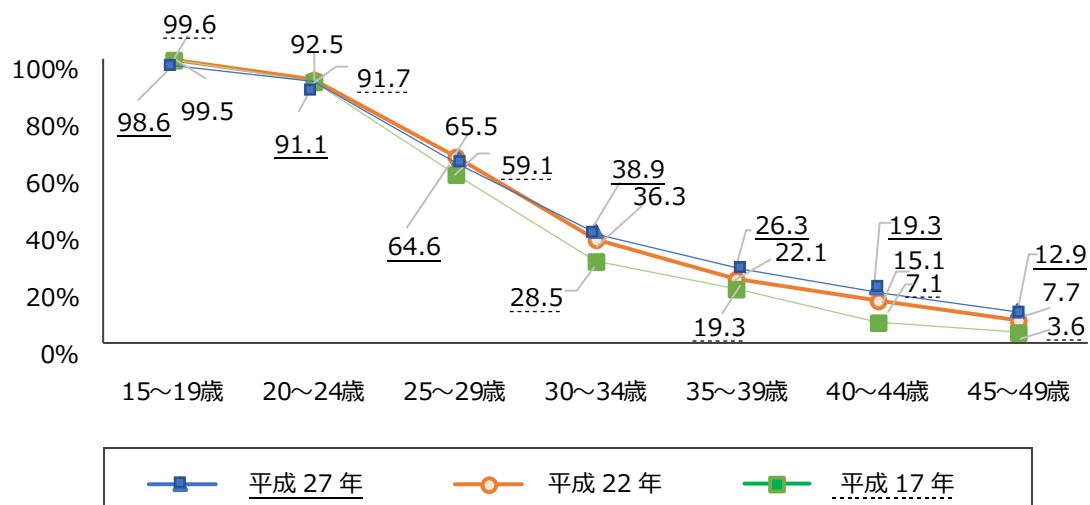
男性では、30～34歳、40歳代において10ポイント以上上昇しています。

また、女性では、30～34歳と40～44歳の年代で約10ポイント以上上昇しています。

■年代別未婚率（野木町・男性）



■年代別未婚率（野木町・女性）



資料：国勢調査



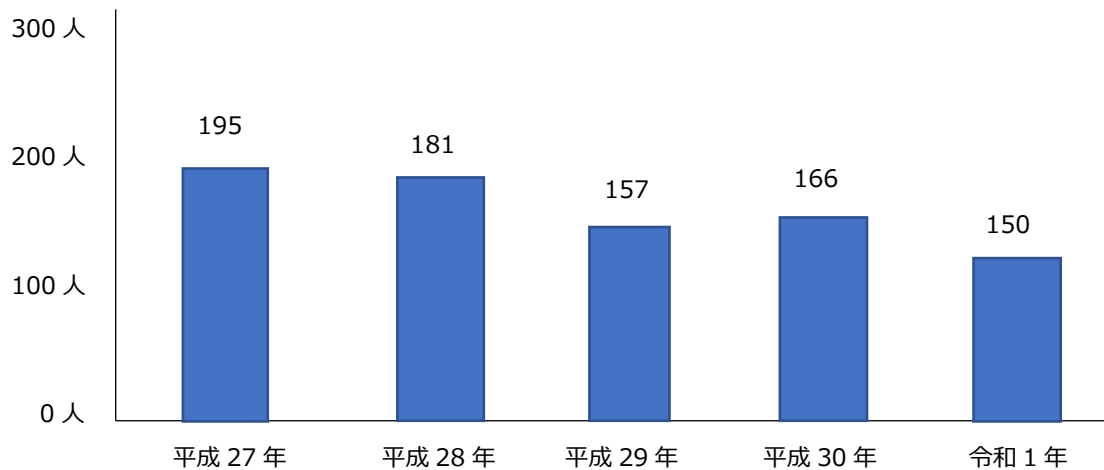
(4) 出産の状況

本町の出産数は、平成29年まで減少傾向にあり、平成30年では、少し増加したものの、令和元年は150人と減少となっています。

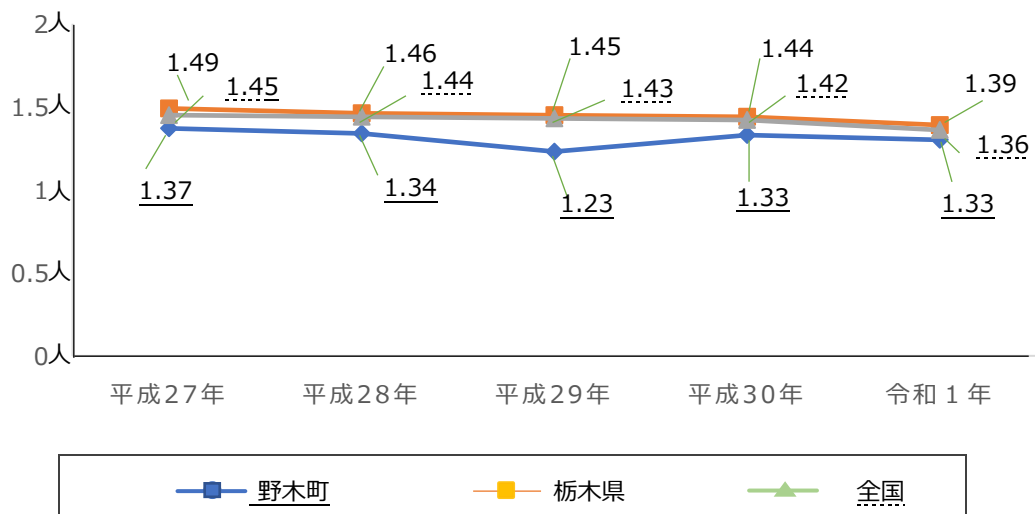
合計特殊出生率の推移をみると、本町は国及び栃木県を下回っており、平成27年から平成30年までは、国及び栃木県は1.4台で推移していますが、本町は1.3台を推移しています。令和1年では国、栃木県ともに1.3台を推移しています。

全国的に人口を維持できる水準である「人口置換水準」2.0を大きく下回っている状況です。

■ 出生数の推移（野木町）



■ 合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報



(5) 就労の状況

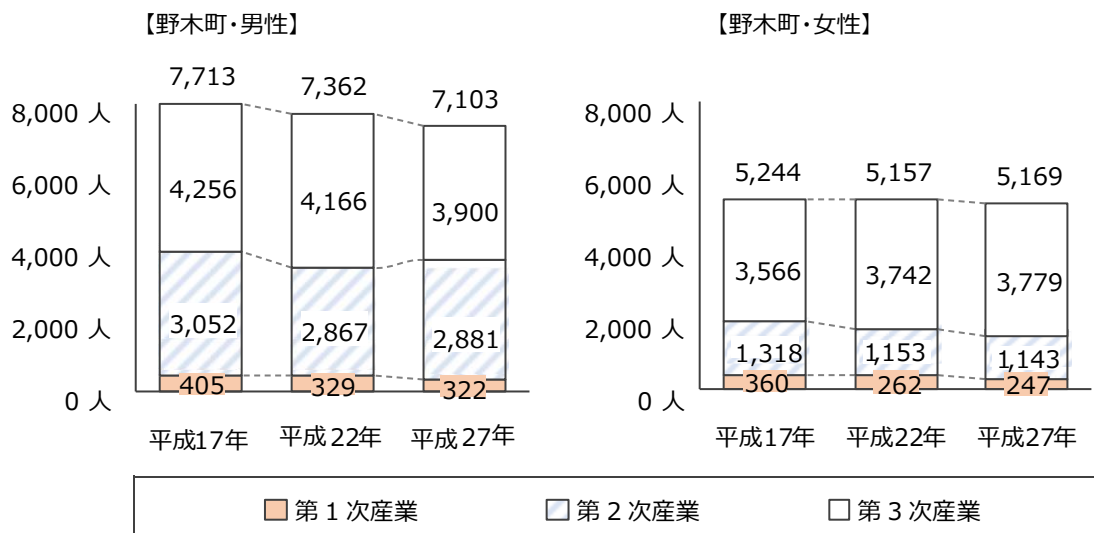
本町の15歳以上の就業人口は、男女ともに年々減少しています。

産業別にみると、男性では、第1次産業（農業、水産業、林業など）と第3次産業（情報通信業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業など）が減少し、第2次産業（製造業、鉱業、建設業など）が増加しています。

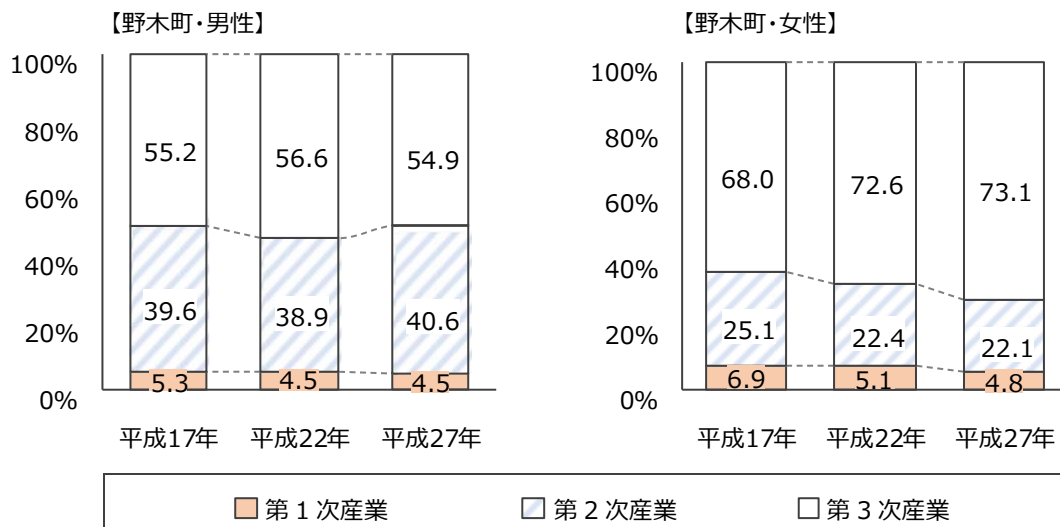
一方、女性では、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

産業別就業人口割合をみると、男性は第3次産業の割合が多く、女性も第3次産業の割合が高まっています。

■ 産業別就業人口の推移



■ 産業別就業人口の推移



資料：国勢調査



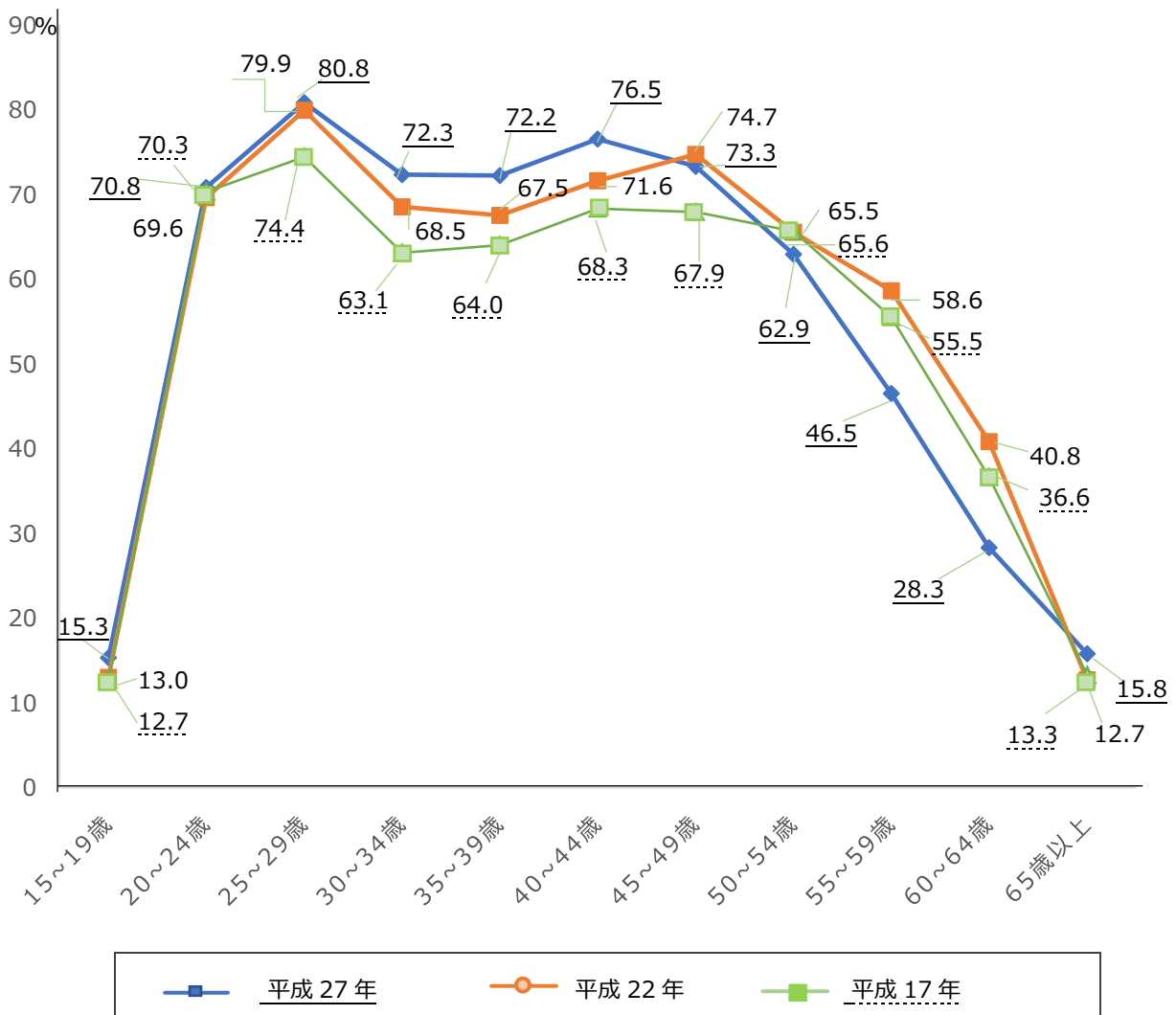
(6) 労働力率の状況

女性の年齢階級別労働力率は、全国的に出産・子育て期にあたる30歳代で大きく低下するM字型曲線を描く傾向が続いており、本町においても同様の傾向が続いています。

また、本町の女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、25～29歳から40～44歳までの年代において労働力率が上昇傾向にあり、25～29歳では80.0%を占めています。

一方、20～24歳の労働力率は低下しており、20歳代前半と後半の労働力率の差が広がっている状況です。

■女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査



2 アンケート調査結果からみる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 調査概要

本調査は、「第3次野木町男女共同参画プラン」の策定にあたり、町民の男女共同参画に関する意識や町の施策等に対する意見等を把握することを目的として実施しました。

■調査概要

調査設計	調査対象：町内在住の16歳以上の町民 標本数：2,807人 抽出方法：住民基本台帳に基づく各世代を無作為抽出 調査方法：郵送配付・郵送回収 調査期間：令和元年12月18日（水）～令和2年1月20日（月）
回収結果	標本数：2,807人 回収数：994人 有効回収数：994人 有効回収率：35.4%

■回答者属性

項目	度数	構成比
16～29歳	57	5.7%
30歳代	100	10.1%
40歳代	119	12.0%
50歳代	168	16.9%
60歳代	244	24.5%
70歳代	191	19.2%
80歳以上	101	10.2%
無回答	14	1.4%
回答者数	994	100.0%



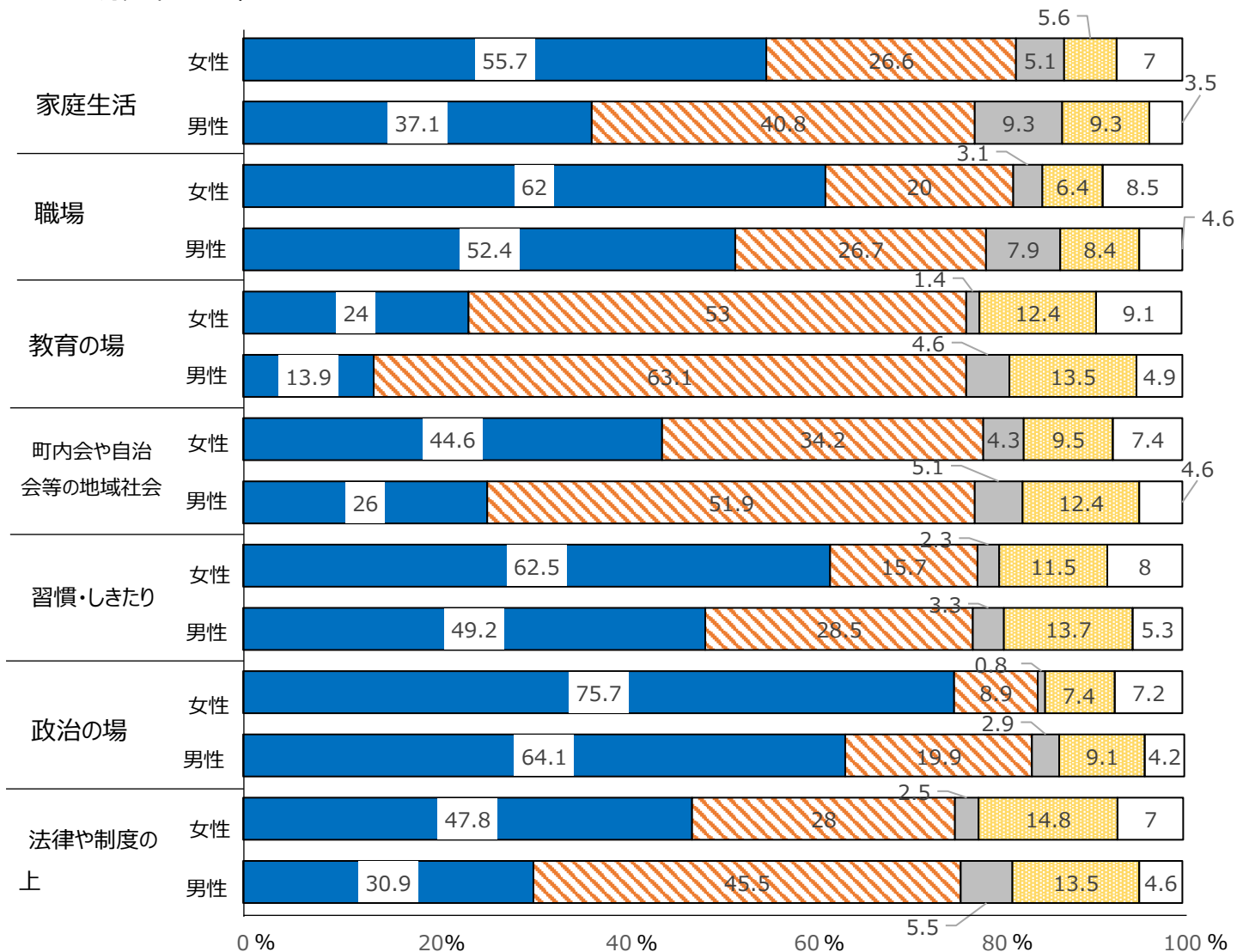
(2) 男女の地位の平等感

【問：現在、男女の地位は平等になっていると思いますか】

女性 (n=515)

男性 (n=453)

■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 ■ わからない □ 無回答



男女の地位の平等感について、「教育の場」では比較的「平等」の割合が高くなっていますが、「政治の場」や「慣習・しきたり」、「職場」では男女ともに「男性優遇」が過半数を占めています。

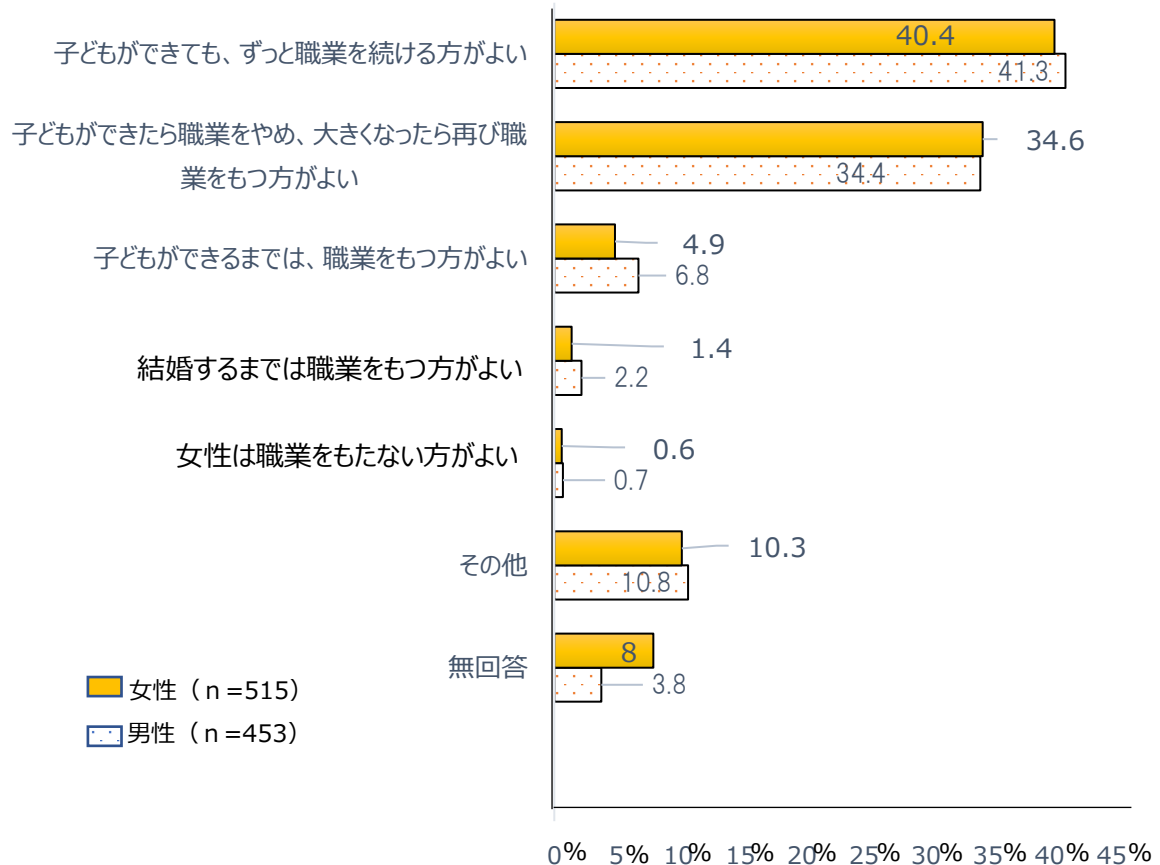
また、性別による平等感の差は大きく、「家庭生活」や「法律や制度の上」など数十ポイントに及ぶ項目もあります。

課題：さらなる男女共同参画社会の推進



(3) 女性が職業を持つこと

【問：一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか】



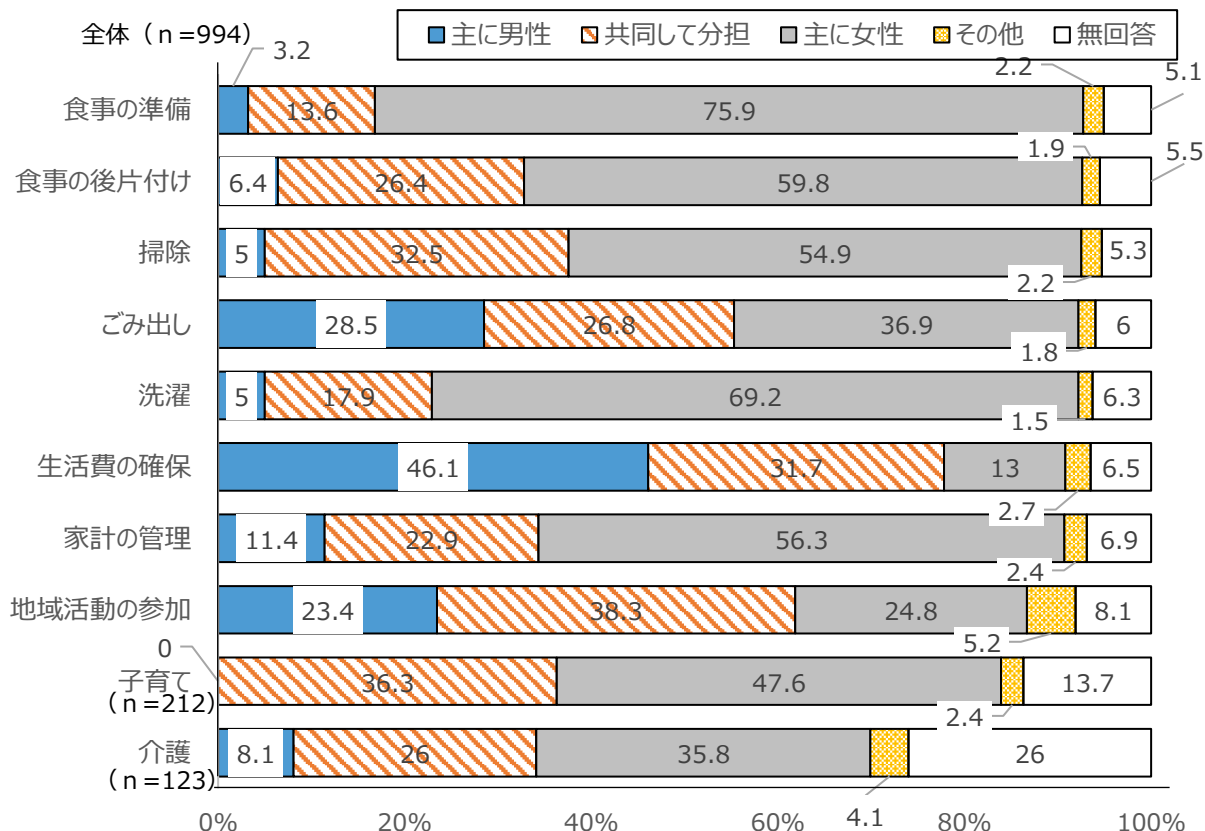
女性が職業をもつことについて、男性も女性も「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が4割で最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が3割強となっており、職業を持つという選択が大半を占めています。

課題：女性が職業を継続できる環境づくり



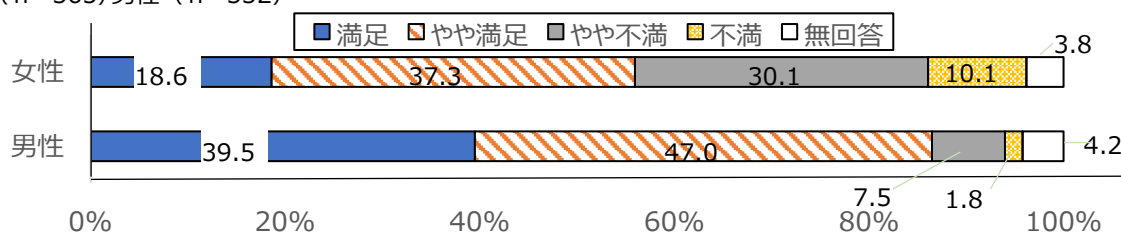
(4) 家庭における役割分担

【問:あなたの家庭では、次のことについて、主に男性、女性のどちらが担当していますか】



【問:あなたは、夫婦の間の役割分担の現状について、どのように思っていますか】

女性 (n=365) 男性 (n=332)



家庭での役割分担について、「食事の準備」や「洗濯」などの家事を中心とした項目では女性の割合が高く、男性は「生活費の確保」が4割強を占めています。

「共同して分担」の割合が高い項目は、「地域活動の参加」や「子育て」で3割強となっています。

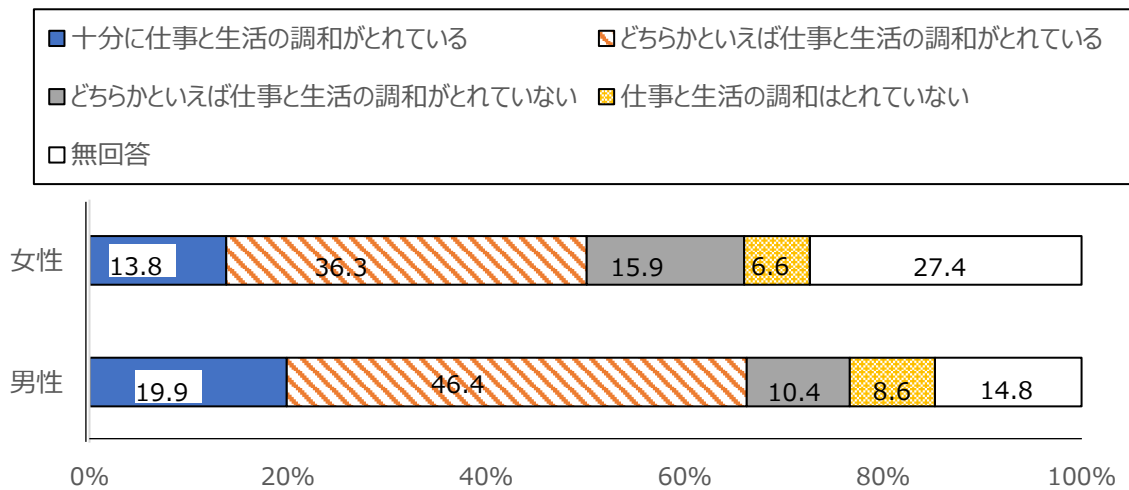
夫婦の役割分担について、男性では8割強が「満足」、「やや満足」であるのに対し、女性では4割が「不満」、「やや不満」となっています。

課題：各家庭の状況に応じた役割分担

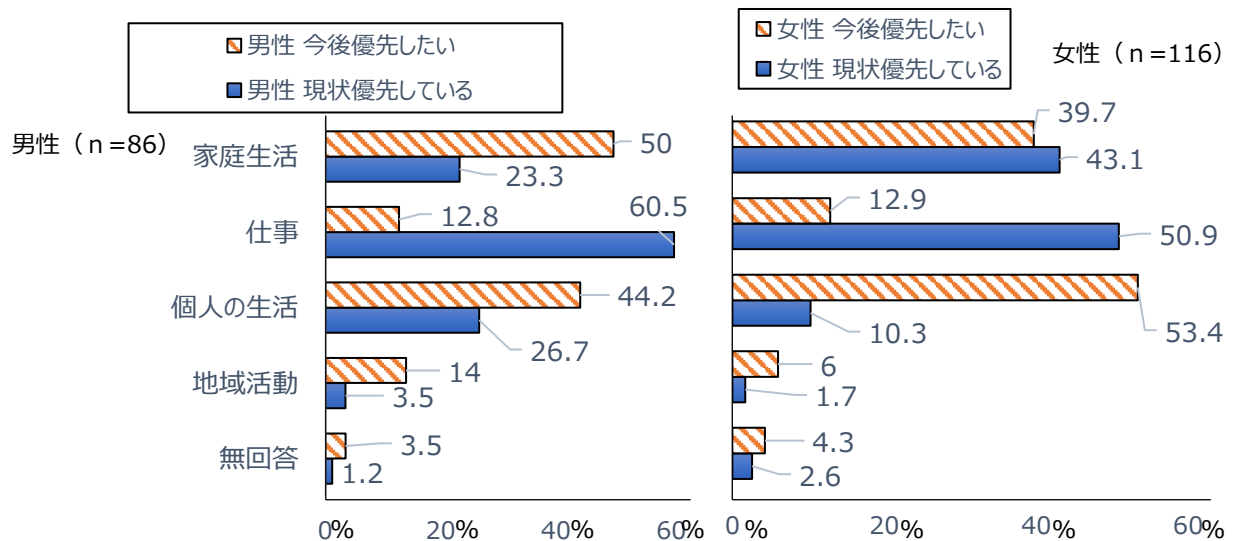


(5) ワーク・ライフ・バランスの実現

【問：あなたのワーク・ライフ・バランスはどの程度実現されていますか】 女性（n=515）男性（n=453）



【問：現状何が優先されていますか、また、今後何が充実できればワーク・ライフ・バランスが実現されると思いますか】



ワーク・ライフ・バランスの実現について、「十分に仕事と生活の調和がとれている」と「どちらかといえば仕事と生活の調和がとれている」を合わせると、男性では6割強、女性では5割となっています。

一方、「仕事と生活の調和はとれていない」と「どちらかといえば仕事と生活の調和がとれていない」を合わせると、男性では1割強、女性では2割弱となっています。

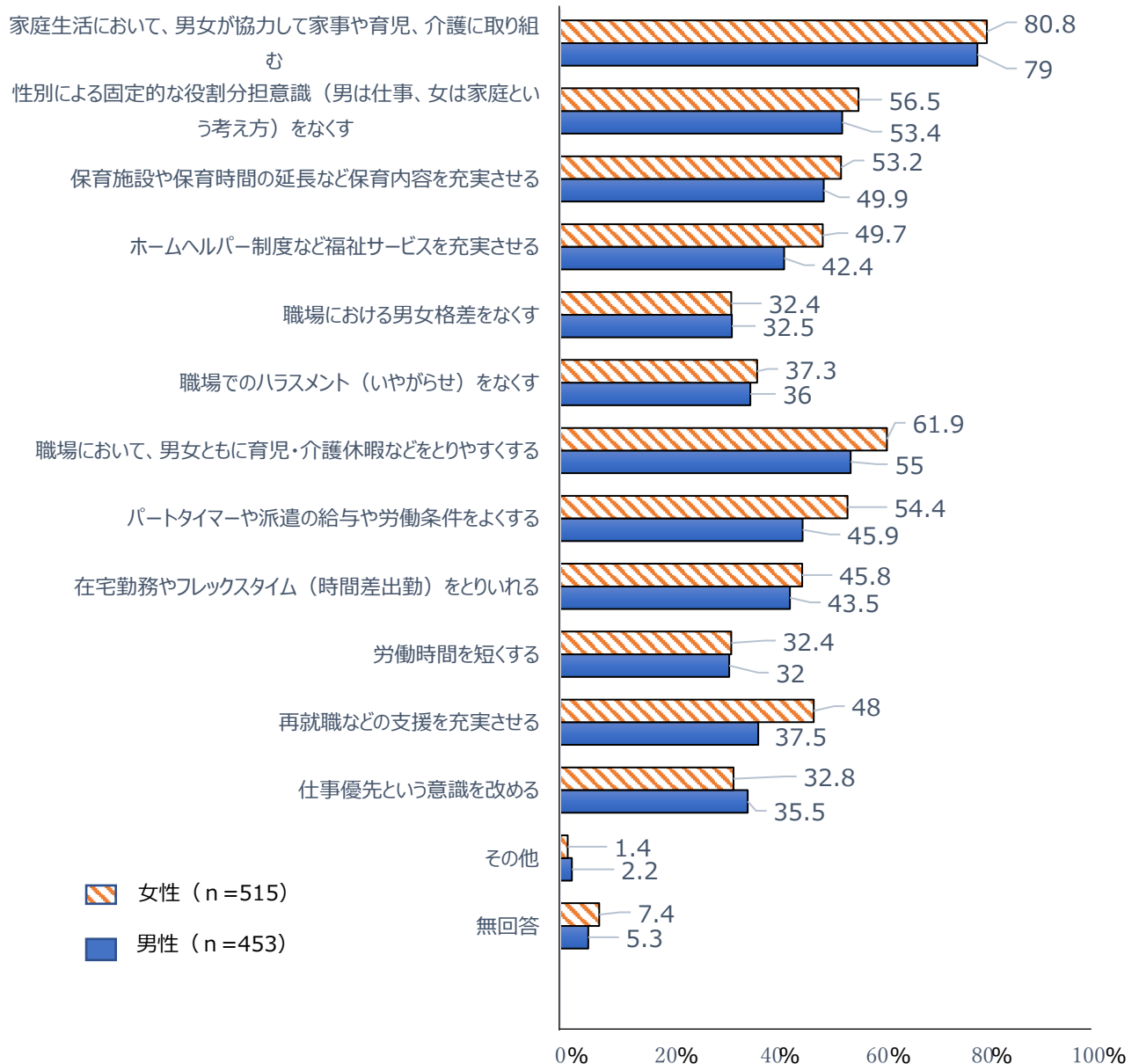
仕事と生活の調和がとれていない方の、今後優先したいことをみると、男性では「家庭生活」と「個人の生活」、女性では「個人の生活」の割合が現状値より高くなっています。

課題：個人の生活を充実させるための環境づくり



(6) 男女がともに介護や子育てをしながら働き続けるために必要なこと

【問：男女がともに介護や子育てをしながら働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか】



男女がともに介護や子育てをしながら働き続けるためには、男女ともに「家庭生活において、男女が協力して家事や育児、介護に取り組む」が最も高く、男性では7割強、女性では8割弱を占めています。

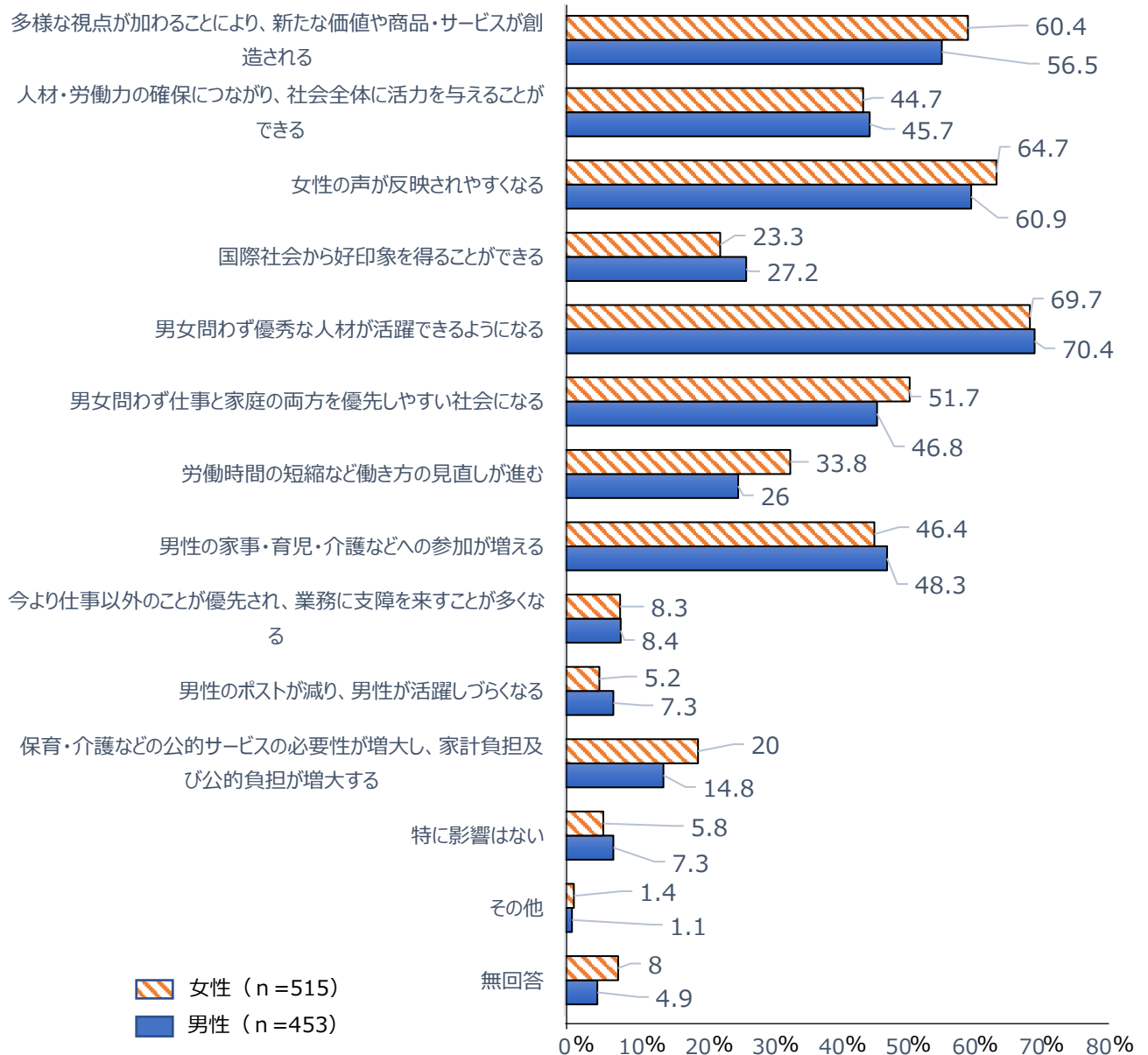
また、「職場において、男女ともに育児・介護休暇などをとりやすくする」や「パートタイマーや派遣の給与や労働条件をよくなる」など職場環境の充実が求められています。

課題：あらゆる場における施策の充実



(7) 女性のリーダーが増えることによる影響

【問:あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか】



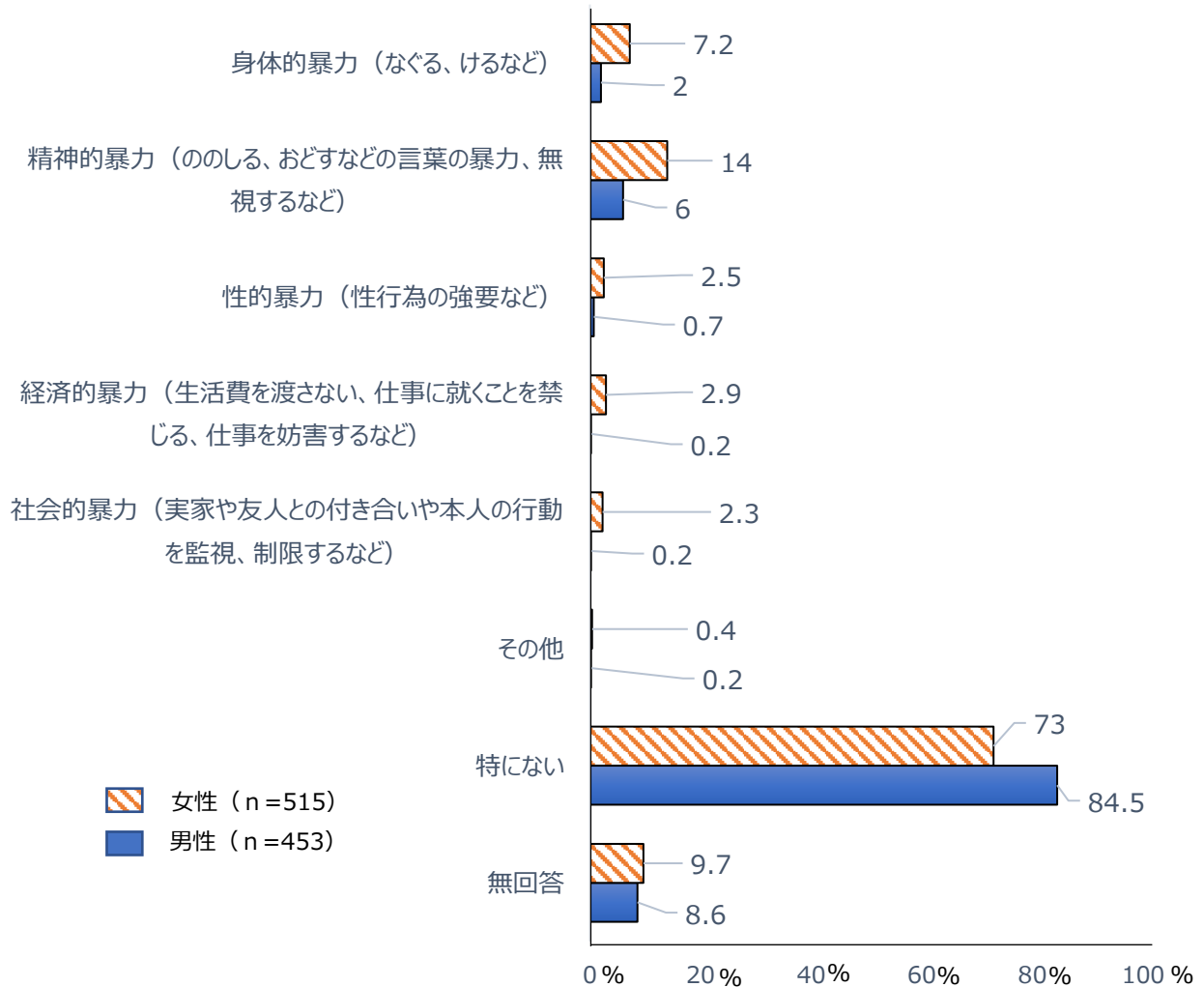
女性のリーダーが増えることによる影響は、男女ともに「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」、「女性の声が反映されやすくなる」、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」がいずれも過半数を占めています。

課題：積極的な女性の活躍推進



(8) DV 被害を受けた経験

【問:あなたは、配偶者や恋人から暴力を受けた経験がありますか】



DV 被害を受けた経験について、男性では1割弱、女性では2割強が何らかの被害を経験しています。

DV 被害の内容は、男女ともに「精神的暴力」が圧倒的に高く、次いで「身体的暴力」と続いています。

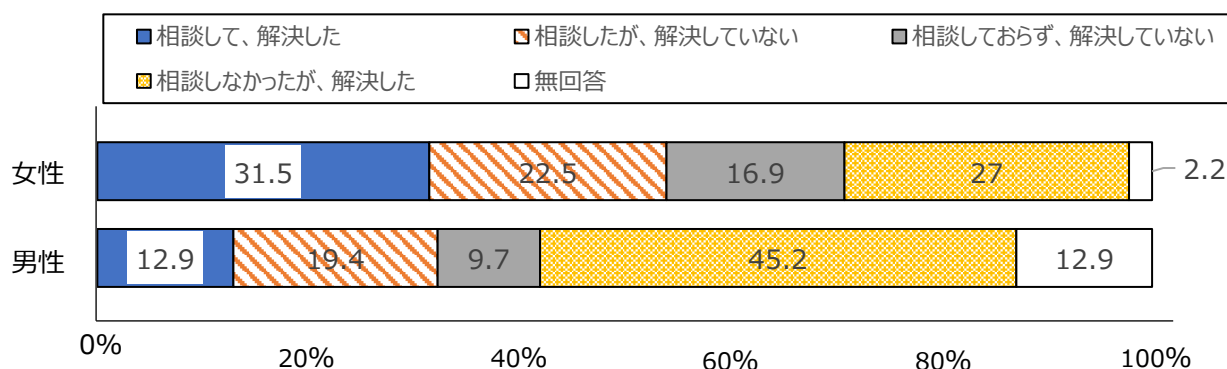
調査後に、新型コロナウイルス感染症が拡大し、その影響で DV 被害の深刻化が懸念されています。

課題：DVの実態把握の強化

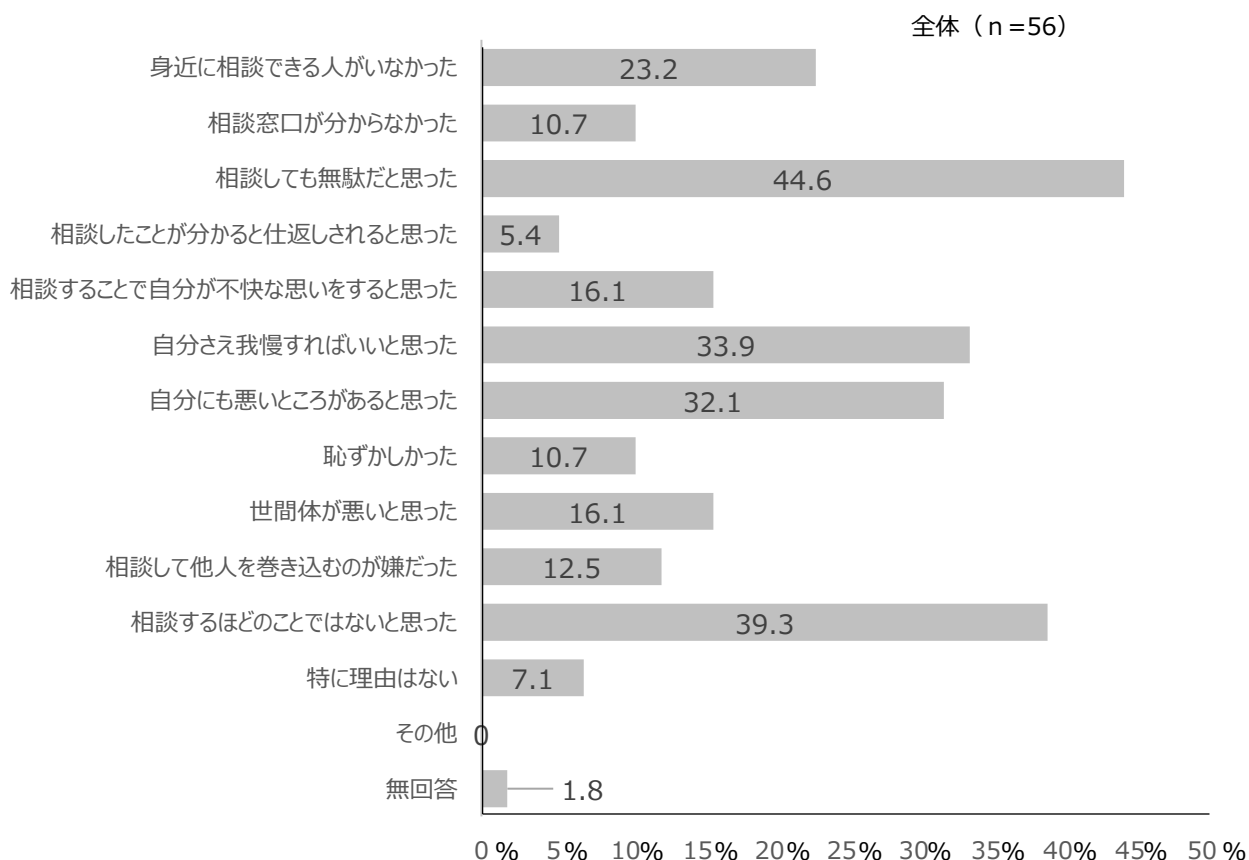


(9) DV 被害の相談

【問：あなたは、そのことをだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか】 女性（n=89） 男性（n=31）



【問：相談しなかった(していない)理由をお答えください】



DV 被害について、男性では「相談しなかったが、解決した」が4割を占めていますが、女性では「相談して、解決した」が3割となっています。

相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思った」が4割、「相談するほどのことではないと思った」が3割強、「自分さえ我慢すればいいと思った」が3割弱となっています。

課題：DV被害者への迅速な対応と相談支援体制の充実



第 3 章

プランが めざすもの



第3章 プランがめざすもの

1 将来像



男女ともいきいき活躍できるまち

本町では、「男女ともいきいき活躍できるまち」を将来像とし、一人ひとりが人権意識を持ち、男女が互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本理念

将来像の実現に向けて、「野木町男女共同参画推進条例」に基づき、以下の5つの基本理念を設定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会を確保します。

(2) 固定的な役割負担意識の解消

性別による固定的な役割負担意識に基づく制度及び慣行にとらわれることなく、自らの意思で自由な選択ができるよう意識の改革を進めます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野における政策、方針の立案及び決定に参画する機会を確保します。

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女が相互に協力し、家庭、学校、職場、地域等において、子どもの養育、家族の介護その他家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、他国の人々や国際機関とともに相互協力して取組みます。



3 施策体系

将 来 像	男女ともいきいき活躍できるまち
基本理念	1 男女の人権の尊重
	2 固定的な役割負担意識の解消
	3 政策等の立案及び決定への共同参画
	4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
	5 国際的協調

◎：新規、○：継続施策、△移行

★基本目標1 男女共同参画の意識づくり

《施策の方向1》男女共同参画の意識を高めるための取組

- 男女共同参画、人権尊重の啓発の推進及び人権に関する学習機会の充実
- 男女共同参画に関する講座等の開催

《施策の方向2》地域活動における男女共同参画の周知

- 地域団体に対する啓発と情報提供の推進
- 男女共同参画団体等の自主活動への支援
- ◎地域活動等における女性登用の促進

《施策の方向3》学校教育における男女共同参画の啓発

- 学校教育の充実
- 保護者への意識啓発の推進
- 社会教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進
- 男女共同参画の視点に立った教育活動の推進
- 男女共同参画の視点からの国際理解教育の実施及び国際交流の推進
- 性に関わる正しい情報提供と啓発の促進による青少年の健全な育成

《施策の方向4》社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動

- 男女共同参画社会基本法の理念実現のための啓発の実施
- 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実
- NPO・ボランティア活動への男女共同参画の促進
- 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
- △男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発強化
- ◎男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

★基本目標2 男女共同参画の環境づくり

《施策の方向1》家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり

- 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
- 妊娠、出産・子育てサポートの充実
- 介護等の地域相互扶助活動の充実
- 男性が参加しやすい育児教室・介護教室等の実施
- 子育て支援情報の充実
- 介護サービス事業の推進
- 在宅福祉サービスの推進

《施策の方向2》企業や団体における男女共同参画の環境づくり

- 男女雇用機会均等法の法律、制度の周知
- 各種ハラスメントの防止のための啓発
- 企業等における女性の登用の促進
- 子育てや介護を理由に離職した人の再就職の支援

《施策の方向3》地域における男女共同参画の環境づくり

- 男女共同参画社会を築くためのコミュニティ活動等の支援
- リーダー養成講座
- 男女がともに協力し、地域で介護を支える体制づくり
- 障がい者や高齢者への相談事業と情報提供の推進
- 高齢者、障がい者の自立した社会参加活動の推進
- 男女共同参画社会を目指した生涯学習の推進
- ◎男女共同参画の視点による防災対策の推進





★基本目標3 配偶者等からの暴力や虐待の根絶の推進【野木町DV防止基本計画】

＜施策の方向1＞町民への啓発・広報の充実

- DV等に関する啓発活動及びDV防止法の周知徹底
- 講演会等による意識啓発
- 広報ツールの活用
- 地域や学校教育におけるDV等防止意識啓発の促進
- ◎災害時等の女性に対するDV等防止対策の推進
- ◎SNSを通じた性暴力・性被害の未然防止

＜施策の方向2＞DV等防止に関する活動の推進

- DV等及び児童虐待にあったときの相談窓口の周知徹底
- DV等及び児童虐待の早期発見・早期対応
- DV等対応のマニュアル化

＜施策の方向3＞DV等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備

- DV等被害者支援に係る庁内及び関係機関との連携の強化
- DV等の被害者に対するカウンセリングや法律相談窓口の周知の徹底
- DV相談支援員の設置の検討
- DV被害等にあった外国人への対応

★基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

＜施策の方向1＞家庭生活と職業生活を両立させる取組の推進

- 仕事と生活の調和
- 長時間労働の是正に関する啓発の推進
- 企業に対する有給休暇取得の促進に関する啓発の推進
- 仕事と子育てや介護の両立のための制度の利用促進
- 男女による固定的役割分担意識の解消の推進
- 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
- 地域子育て支援拠点の利用促進

＜施策の方向2＞男性に対する男女共同参画の推進

- 男性の家庭参加の推進
- 男性の育児休業・介護休業取得の推進の強化
- 家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示

＜施策の方向3＞人生100年時代における健康や生きがいづくりの推進

- ライフステージ毎の健康づくりの推進
- 食育の推進
- 健康教育、健康相談体制の推進
- 女性の健康づくりの推進
- 生涯スポーツの推進
- 健康づくりのための公園整備
- ◎教養・文化活動の推進

★基本目標5 女性活躍の推進【野木町女性の活躍推進計画】

＜施策の方向1＞女性活躍を推進するための体制づくり

- 庁内におけるワンストップ相談体制の構築
- 多様な主体による協議会の設置の検討
- 公共調達を通じた女性の活躍推進の検討
- 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進
- 女性の活躍推進に積極的に取組む企業への表彰及び周知

＜施策の方向2＞女性の職業生活をサポートする環境づくり

- 管理職を含めた企業トップの意識改革の啓発等の実施
- 女性の活躍推進に対する男性の意識と職場風土の改革
- 起業を考えている女性または実際に起業する女性に対する支援
- 企業へのテレワーク導入支援等女性が働きやすい職場環境の実現
- 保育ニーズへの対応
- 妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底
- ◎女性の再チャレンジのための支援の促進





第 4 章

施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画の意識づくり



性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに尊重し合い性別による差別や偏見等を受けないことが重要です。

令和元年度のアンケート調査結果によると、家庭での役割分担は家事を中心とした項目で女性の割合が高く、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っていることがわかります。

また、男女の地位の平等感に関しても、男性が優遇されていると答えた人が多く、男女の不平等を感じている人が依然として高い状況にあります。

本町では、固定化された活動や生き方が定着することがないよう、男女共同参画社会の実現に向け、町民一人ひとりが性別に関係なく、自らの意思と責任により、あらゆる分野に参画し、更にその個性と能力を十分に発揮することができる意識づくりを進めます。

施策の方向1 男女共同参画の意識を高めるための取組

施策	施策内容	事業	担当課
① 男女共同参画、人権尊重の啓発の推進及び人権に関する学習機会の充実	男女共同参画社会の実現をめざし、男女平等や人権尊重の意識を広げていきます。 また、男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画する力をつけるため、人権に関する学習の機会を推進します。	・ 男女共同参画週間啓発活動 ・ 男女共同参画標語、ポスター募集 ・ 人権週間啓発活動 ・ 人権擁護委員の活動支援 ・ 人権に関する啓発活動 ・ 人権の花運動の実施 ・ 人権講演会の開催	生活環境課
		・ 人権カレンダーの作成、配布	生涯学習課
		・ 学校への人権作文、ポスター等の募集	こども教育課



第4章 施策の展開

施策	施策内容	事業	担当課
② 男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座等を開催し、男女共同参画意識の啓発に努めます。	・ 男女共同参画講演会、映画会、セミナー等の開催 ・ 人権講話の実施 ・ 人権講演会の実施	生活環境課
		・ 男女共同参画を意識した内容の講座の開催	生涯学習課

施策の方向2 地域活動における男女共同参画の周知

施策	施策内容	事業	担当課
① 地域団体に対する啓発と情報提供の推進	地域における団体に男女共同参画についてのチラシ等を配布し、啓発や情報提供の推進を図ります。	・ 地域団体と連携を図った啓発や情報提供	関係各課
② 男女共同参画団体等の自主活動への支援	男女共同参画を目指す団体等の自主活動を促進し、団体への支援を行います。	・ 野木町女性団体連絡協議会への活動支援	生涯学習課
		・ 女性を中心とした各種団体への活動支援	関係各課
③ 地域活動等における女性登用の促進	自治会・分館等の地域活動における女性の参画推進に努めます。	・ 自治会への啓発 ・ 分館役員への啓発	生活環境課





施策の方向3 学校教育における男女共同参画の啓発

施 策	施策内容	事 業	担当課
① 学校教育の充実	次代を担う子どもたちが自立の意識を育み男女が協力し、相互理解の意識が培われるよう教育を進めます。	・各教科等の授業等を通じて実施	こども教育課
② 保護者への意識啓発の推進	子どもの成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、保護者の活動を支援します。	・PTA活動（事業）による学習会の実施	こども教育課
③ 社会教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	社会教育に携わる関係者等に対して、男女共同参画の視点を持って指導ができるように意識の啓発に努めます。	・生涯学習指導者への啓発	生活環境課
④ 男女共同参画の視点に立った教育活動の推進	男女共同参画の視点に立った教育活動を推進します。	・各教科等の授業等を通じて実施	こども教育課
⑤ 男女共同参画の視点からの国際理解教育の実施及び国際交流の推進	諸外国の男女共同参画・女性活躍の現状等を学ぶとともに、異文化や事情等を学ぶことで、国際的な視野を広めます。 また、国際交流団体等への活動を支援し、世界の多様な文化との交流・共生を図ります。	・国際交流協会への活動支援 ・国際交流協会による町内の海外の人々との交流及び国際理解の推進	生涯学習課
		・外国語指導助手等との国際理解及び交流活動の推進 ・各教科等の授業等を通じて実施	こども教育課
⑥ 性に関わる正しい情報提供と啓発の促進による青少年の健全な育成	発達段階に応じ性に関する正しい理解を深めるため、情報提供に努めます。 また、生命や性の尊厳に関する理解を深めるため、幼少期から啓発を行い、理解の促進に努めます。	・児童相談所、警察等との連携及び連絡調整	生活環境課
		・各教科等の授業等を通じて実施	こども教育課



第4章 施策の展開

施策の方向4 社会全体における男女共同参画に関する意識づくりと周知活動

施 策	施策内容	事 業	担当課
① 男女共同参画社会基本法の理念実現のための啓発の実施	すべての男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをめざし、法律に関する情報提供に努めます。	・ セミナー等の実施	生活環境課
		・ 企業への啓発活動	産業課
② 広報・ホームページ等を活用する啓発の充実	広報や町ホームページを活用し、町民にわかりやすいように男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。	・ 広報やホームページ、SNS等を活用した情報の発信 ・ 各課及び公共施設等への啓発資料の掲示及び配布	生活環境課
③ NPO・ボランティア活動への男女共同参画の促進	NPO・ボランティア活動における男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び活動支援を行います。	・ 社会福祉協議会との連携 ・ ボランティア情報誌の発行 ・ ボランティア活動支援 ・ 各種講座・研修会の開催	生活環境課
④ 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	公共施設において、男女共同参画に関する図書、教材等を整備し、情報提供を行います。	・ 男女共同参画促進のためのパンフレット等配布資料の充実	生活環境課
		・ 図書館資料の充実	生涯学習課
⑤ 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しのための啓発強化	職場・家庭・地域等様々な場における社会制度や慣行について社会的性別による偏りにつながるおそれがあるものについての啓発の強化を行います。	・ 地域団体、企業等と連携を図った情報収集	関係各課
		・ 広報やホームページ、SNS等を活用した情報の発信	生活環境課
⑥ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進	性別による固定的役割分担意識や固定概念にとらわれないように、刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等となるよう周知・啓発を図ります。	・ 表現事例を示したガイドラインの作成	生活環境課



基本目標2 男女共同参画の環境づくり



核家族化や共働き世帯の増加などに伴い、各家庭を取り巻く状況や生活様式などが多様化したことを受け、男女が協力して家事や育児等を行うことが求められています。

令和元年度のアンケート調査結果によると、男性の育児休業取得促進や性別による固定的な役割分担意識をなくすべきといった回答が多くなっています。

また、近年、大規模災害の発生が増えており、町民の防災意識が高まり避難所などで男女の異なるニーズへの配慮が求められています。

本町では、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境を整備するとともに、災害時における男女双方のニーズにあった環境づくりを進めます。

施策の方向1 家庭で協力しながら子育てや介護ができる仕組みづくり

施策	施策内容	事業	担当課
① 多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実	仕事と子育て等の両立支援の一環として、保育サービスの充実を図ります。	・一時預かり、延長・休日・病児・病後児保育等の実施	こども教育課
② 妊娠、出産・子育てサポートの充実	妊娠期から子育て家庭の不安解消のため、男女共同参画の視点に配慮した親子の交流や相談の場づくり、安心して子育てができるよう切れ目ない支援に努めます。	・総合相談窓口の充実 ・妊娠期・出産期相談 ・育児相談 ・祖父母手帳の配布	健康福祉課 (ひまわり館)
		・教育相談	こども教育課
③ 介護等の地域相互扶助活動の充実	高齢者に介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントを行います。 また、高齢者の多様なニーズに対応し、保健・福祉・医療に係る各種サービスを総合的に調整・推進します。	・地域支援事業 ・包括的支援事業 ・任意事業（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	健康福祉課 (社会福祉協議会)



第4章 施策の展開

施 策	施策内容	事 業	担当課
④ 男性が参加しやすい 育児教室・介護教室等 の実施	男女が協力して家事・ 育児・介護等に参加す るため、男女共同参画 の視点に立った男性の ための育児教室・介護 教室等を実施します。	・ プレママ・プレパパク ラス ・ 家族介護教室 ・ 認知症カフェ（おれん じカフェ） ・ 認知症サポーター養 成講座	健康福祉課 （社会福祉協議会）
⑤ 子育て支援情報の充 実	子育て支援に関する情報 の発信に努めます。	・ 子育てガイドブックの 作成・配布 ・ 広報やホームページ、 SNS等を使った情報発 信 ・ 関係機関を通じた子育 て支援情報の提供	住民課 健康福祉課 こども教育課
⑥ 介護サービス事業の 推進	要介護者の増加や介護期 間が長期化する傾向にあ り、介護する家族の負担 を軽減するため介護サー ビスの充実に努めます。	・ 予防給付サービス ・ 介護給付サービス ・ 居宅介護支援事業 ・ 予防訪問介護事業	健康福祉課 （社会福祉協議会）
⑦ 在宅福祉サービスの 推進	障がい者や高齢者が地域 で自立した生活が送れる よう、福祉サービスの充 実を図り、介護する家族 の負担の軽減に努めます	・ 介護予防事業 ・ 配食サービス ・ 外出支援サービス事業 ・ 生活支援事業 ・ 自立支援給付事業 ・ 地域生活支援事業	健康福祉課 （社会福祉協議会）



施策の方向2 企業や団体における男女共同参画の環境づくり

施 策	施策内容	事 業	担当課
① 男女雇用機会均等法等の法律、制度の周知	男女雇用機会均等法に関する情報提供を行うとともに、育児及び介護休業法等に関する周知に努めます。	・母子健康手帳の配布による普及、啓発	健康福祉課
		・企業への啓発活動	産業課
② 各種ハラスメントの防止のための啓発	職場、事業所等において、各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラ、パタハラ等）防止の周知を行い、職場の環境整備の推進を図ります。	・各種ハラスメントの防止に向けた啓発活動	生活環境課 産業課
③ 企業等における女性の登用の促進	女性が将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続し、キャリアアップしていけるようにするため、様々な場面を通じてロールモデルの情報を発信します。	・企業への啓発活動 ・好事例の情報収集及び紹介	産業課
④ 子育てや介護を理由に離職した人の再就職の支援	出産・育児等を理由に離職する女性が多いことを踏まえ、企業に対し、個人のライフステージに応じた公的職業訓練やスキルアップのための訓練を実施するよう啓発します。	・企業への啓発活動	産業課





第4章 施策の展開

施策の方向3 地域における男女共同参画の環境づくり

施策	施策内容	事業	担当課
① 男女共同参画社会を築くためのコミュニティ活動等の支援	男女共同参画社会を築くための、地域における町分館等の活動を支援します。	・ 民生委員・児童委員への活動支援	健康福祉課
		・ 分館への活動支援	生涯学習課
② リーダー養成講座	男女共同参画推進リーダーとなる人材を養成する講座を開催します。	・ 男女共同参画地域推進員の募集	生活環境課
		・ 栃木県で実施するリーダー研修会への参加支援	生涯学習課
③ 男女がともに協力し地域で介護を支える体制づくり	要望に応じて制度説明等を行うとともに、社会福祉法人等が介護者を対象に介護方法、介護者の健康づくり等の講話や介護相談等を実施します。	・ 地域包括支援センターによる介護予防事業、総合相談事業の実施 ・ 地域支援事業 ・ 包括的支援事業 ・ 任意事業	健康福祉課 (社会福祉協議会)
④ 障がい者や高齢者への相談事業と情報提供の推進	障がい者や高齢者の生活に関連する相談窓口を充実させ、多様なサービスの情報の発信、周知、普及に努めます。	・ 相談サービスの充実 ・ 民生委員・児童委員との連携 ・ 障がい者相談支援事業の実施 ・ ふれあい福祉総合相談(心配ごと相談) ・ 法律、介護、権利擁護、生活資金、ボランティアに関する相談事業の実施	健康福祉課 (社会福祉協議会)
⑤ 高齢者、障がい者の自立した社会参加活動の推進	社会参加の活動が容易に確保できるよう関連情報の提供を行います。	・ 高齢者の積極的社会参加の推進 ・ 民生委員・児童委員との連携 ・ 高齢者、障がい者団体支援事業 ・ ふれあいサロン事業	健康福祉課 (社会福祉協議会)
		・ 企業への介護休業、介護休暇取得希望者への情報提供	産業課



施策	施策内容	事業	担当課
⑥ 男女共同参画社会を目指した生涯学習の推進	男女共同参画社会を目指し、知識と実践について学べる男女共同参画をテーマとした学習機会の充実に努めます。	・ パルティ（とちぎ男女共同参画センター）主催講座の情報提供	生活環境課 生涯学習課
⑦ 男女共同参画の視点による防災対策の推進	防災分野への女性の参画を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において、女性の視点が反映されるよう努めます。また、多様なニーズに配慮した取組みに努めます。	・ 女性の視点での情報提供や啓発活動	生活環境課
		・ 自主防災組織への女性の参画支援 ・ 災害対策、避難所運営、相談支援等における女性の視点の確保 ・ 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の活用	総務課





第4章 施策の展開

基本目標3 配偶者等からの暴力や虐待の根絶の推進【野木町DV防止基本計画】



DVは家庭内において行われることが多く外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼします。また、SNS*などのインターネット上のツールを利用した性犯罪や売買春、人身取引等が深刻化しています。

令和元年度のアンケート調査結果によると、町民の1割強が何かしらのDVを経験しており前回のアンケート調査結果とほぼ同じ推移ですが、今般の新型コロナウイルス感染症により、外出自粛や生活不安、ストレス等でのDV被害も深刻化が懸念されており、早急な対策が必要です。

暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くが女性であることから、DVは性別による役割分担意識や慣行を固定化し、男女共同参画社会の推進を阻害するものとなっており、その根絶が求められます。

そのため、本プランは「市町村DV防止基本計画」を包含したものとし、本町では、配偶者等からの暴力や虐待の根絶に向け、関係部署及び関係機関と連携を強化し被害者保護のための基盤の充実を進めます。

施策の方向1 町民への啓発・広報の充実

施策	施策内容	事業	担当課
① DV等に関する啓発活動及びDV防止法の周知徹底	DV等に関する情報やDV等を防止するための法律についての周知に努めます。	・DV等の防止に向けた啓発活動 ・DV等の概要や相談窓口等の周知	生活環境課
② 講演会等による意識啓発	講演会やセミナー等を開催し、DV等防止の意識啓発に努めます。	・DV等防止に関する講演会やセミナー等の開催 ・啓発活動	生活環境課
③ 広報ツールの活用	広報やホームページ、SNS等のツールを活用し、DV等の防止についてより多くの町民への周知を図ります。	・広報やホームページ、SNS等への啓発記事の掲載	生活環境課



施策	施策内容	事業	担当課
④ 地域や学校教育におけるDV等防止意識啓発の促進	地域で開催する町主催のイベントや学校教育の場における啓発活動を推進します。	・町主催のイベントにおける啓発資料等の配布	生活環境課
		・各教科等の授業等を通じて実施	こども教育課
⑤ 災害時等の女性に対するDV等防止対策の推進	災害や新型コロナウイルス関連などのDV等において、女性や子ども等に対するDV等の防止について周知に努めます。	・DV等の防止に向けた啓発活動	生活環境課 総務課
⑥ SNSを通じた性暴力・性被害の未然防止	SNSを通じた性被害や性暴力に遭わないために、各種イベントや各学校に啓発を行います。	・町主催のイベントにおける啓発資料等の配布 ・各小中学校に啓発資料等を配布	生活環境課

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：手軽に友人・知人とコミュニケーションが取れたり、同じ趣味の人と出会えたりする、インターネット上の「場所」を提供するサービスのこと。代表的なサービスには「LINE（ライン）」や「Twitter（ツイッター）」、「Facebook（フェイスブック）」などがあります。





第4章 施策の展開

施策の方向2 DV等防止に関する活動の推進

施策	施策内容	事業	担当課
① DV等及び児童虐待にあったときの相談窓口の周知徹底	DV等被害や児童虐待が発生した場合に、被害者に対して適切な助言等を行う相談窓口の周知を図るとともに、相談業務を行っている関係機関（児童相談所、医療機関、保育所、幼稚園、健康福祉センター、学校、警察、パルティ、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、労働局など）への情報提供に努めます。	・人権相談の実施 ・児童虐待相談窓口の設置 ・関係機関及び団体等との連携による相談活動、情報交換の推進 ・広報及びポスター掲示による相談窓口の周知	生活環境課 関係各課
② DV等及び児童虐待の早期発見・早期対応	関係機関（児童相談所、医療機関、保育所、幼稚園、健康福祉センター、学校、警察、パルティ、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、労働局など）や庁内関係各課との連絡を密にし、虐待の予防、早期発見・早期対応を図ります。 また、適切な相談窓口を設置します。	・人権相談の実施	生活環境課
		・総合相談窓口の充実 ・乳幼児健康診査 ・保健師等による家庭訪問 ・育児相談 ・民生委員・児童委員への活動支援 ・母子保健推進員への活動支援	健康福祉課 （ひまわり館）
		・要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携	こども教育課
③ DV等対応のマニュアル化	DV等による被害が発生した場合に、関係するすべての職員が迅速な対応を行える体制の整備を図ります。	・DV等対応マニュアルの共有	住民課 生活環境課 健康福祉課 こども教育課



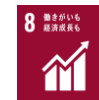
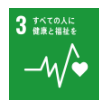
施策の方向3 DV等被害者への支援や相談体制等に関する環境整備

施策	施策内容	事業	担当課
① DV等被害者支援に係る庁内及び関係機関との連携の強化	DV等被害者に対し、庁内関係各課が一丸となって対応できるよう体制の整備を図ります。	・関係各課の連携強化及び情報の共有化	住民課 生活環境課 健康福祉課 こども教育課
② DV等の被害者に対するカウンセリングや法律相談窓口の周知の徹底	DV等被害者に対し、医療機関への受診勧奨や法律相談窓口等に関する周知を行います。	・医療機関や各法律相談窓口等との連携強化	住民課 生活環境課 健康福祉課 こども教育課
③ DV相談支援員の設置の検討	DV等被害者に対し、専門的な見地から適切な相談支援を行うことができる相談支援員の設置を検討します。	・先進自治体等の情報収集	生活環境課
④ DV被害等にあった外国人への対応	日本語が苦手もしくはまったく話せない外国人の方がDV等被害にあった場合に、円滑な意思疎通が図れるよう関係機関と連携して対応します。	・国際交流協会等の関係機関との連携強化	生活環境課 生涯学習課





基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進



共働き世帯が増加し、個人の価値観や生き方が多様化する中で、選択肢の制約や長時間労働等、自身の望む生き方が実現しにくい状況となっており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮でき、希望するライフスタイルを実現できることが課題となっています。

令和元年度のアンケート調査結果によると、家庭における役割分担のほとんどが女性と答え、依然女性の負担が大きく男女ともに仕事と家庭、地域生活のバランスが取れた生活とは言えない状況です。

特に、子育てや介護は家庭生活での大きな負担となり、女性が仕事を続けることが困難な理由として考えられます。

本町では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、男女が多様な生き方を選択・実現できるよう、家庭や職場、地域における男女の意識改革を含めた環境整備を図るとともに、健康や生きがいをづくりを生涯にわたって支援するための取組みを推進します。



施策の方向1 家庭生活と職業生活の両立させる取組の推進

施策	施策内容	事業	担当課
① 仕事と生活の調和	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を目指すため、企業への啓発や働き方と家庭について、広く意識の啓発を図ります。	・ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やセミナー等の実施	生活環境課
		・企業への啓発活動	産業課
② 長時間労働の是正に関する啓発の推進	各企業や農業従事者・自営業等に対し、長時間労働の削減に向けた意識改革への啓発に努めます。	・企業への啓発活動 ・農業従事者や自営業等への啓発活動	生活環境課 産業課 農業委員会
③ 企業に対する有給休暇取得の促進に関する啓発の推進	各企業に対し、社員の有給休暇取得を推進するよう働きかけます。	・企業への啓発活動	生活環境課 産業課



施 策	施策内容	事 業	担当課
④ 仕事と子育てや介護の両立のための制度の利用促進	育児休業や介護休業のほか、時短勤務や時間単位による休暇の取得等、両立支援制度の利用促進を図ります。	・ 町職員による率先的な取り組み ・ 企業への啓発活動	総務課 生活環境課 産業課
⑤ 男女による固定的役割分担意識の解消の推進	「男は仕事、女は家庭」というような固定化された役割分担意識を解消し、男女ともに多様な生き方を選択できるよう啓発します。	・ 広報やホームページ、SNS等を活用した情報の発信 ・ 各公共施設等への啓発資料の掲示及び配布	生活環境課
		・ 各教科等の授業等を通じて実施	こども教育課
⑥ 放課後児童クラブ（学童保育）の充実	放課後に安心して子どもを預けられる体制作りを進めます。	・ 保育ニーズの把握 ・ 延長保育の実施 ・ 学校休業日における早朝保育の実施	こども教育課
⑦ 地域子育て支援拠点の利用促進	地域の子育てネットワークの拠点とし、子育てに関する相談、助言、指導、親子の交流、情報発信及び交換、関係機関との連絡調整等の機能を充実します。	・ 育児相談	健康福祉課
		・ 季節に応じた親子ふれあい事業	こども教育課





第4章 施策の展開

施策の方向2 男性に対する男女共同参画の推進

施策	施策内容	事業	担当課
① 男性の家庭参加の推進	男性の家庭参加を促すため、男性の家事・子育て・介護に関する啓発を行う。	・ 父子手帳の配布による普及、啓発 ・ 介護に関する事業やサービスの周知	健康福祉課 (社会福祉協議会)
		・ 男性の家庭参加を促すための啓発の実施	生活環境課
② 男性の育児休業・介護休業取得の推進の強化	仕事と子育てや介護の両立のための、制度の周知と活用の促進に努めますまた、男性が利用しやすい制度となるよう企業等へ働きかけます。	・ 各種制度の普及、啓発 ・ 企業への啓発活動	生活環境課 産業課
		・ 父子手帳の配布	健康福祉課
③ 家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示	家事・育児等にどうやって関わっていくか具体的なイメージが来ていない男性のために、ロールモデルの提示や好事例の紹介を実施します。	・ 町男性職員による率先垂範の促進	総務課
		・ 好事例の情報収集及び紹介	産業課





施策の方向3 人生100年時代における健康や生きがいづくりの推進

施策	施策内容	事業	担当課
① ライフステージ毎の健康づくりの推進	男女ともに健康的な生活を生涯に渡り送るため、各種検診や特定健康診査実施や特定保健指導の受診率向上に努めます。	・ 基本健診、特定健診、後期高齢者健診、がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん）、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症予防検診、特定保健指導の実施 ・ 人間ドックの受信勧奨	住民課 健康福祉課
② 食育の推進	健康で豊かな人間性を育むための健全な食生活を目指した食育推進に努めます。	・ 地産地消の推進 ・ 地元農産物を活用した郷土料理の伝承	産業課
		・ 栄養教諭等による食育推進 ・ 給食だよりの発行	こども教育課
		・ 離乳食教室 ・ 食育教室 ・ 地区ボランティア食生活改善推進員の養成 ・ サロン栄養教室 ・ からだスッキリ教室 食事編	健康福祉課
③ 健康教育、健康相談体制の推進	生活習慣病等による体の悩み等について、気軽に利用できる健康教室や健康相談体制の構築に努めます。	・ からだスッキリ教室 運動編 ・ お口の健康教室等の各種健康教育 ・ 各地区健康相談 ・ 病態別健康相談	住民課 健康福祉課
④ 女性の健康づくりの推進	女性が自らの健康に目を向け、健康づくりを実践できるよう各種情報の普及、啓発に努めます。	・ 女性の日検診（子宮がん、乳がん、骨粗しょう症予防）の実施	健康福祉課



第4章 施策の展開

施 策	施策内容	事 業	担当課
⑤ 生涯スポーツの推進	健康維持と体力増進・文化活動の推進並びに情報の提供に努めます。 また、指導者・講師の登録、育成等の体制づくりを推進します。	・ スポーツ教室の開催 ・ レクリエーション教室の開催 ・ スポーツ活動の支援 ・ スポーツ団体を対象とした体育館及びグラウンドの開放	生涯学習課
		・ 老人福祉センター事業（生きがい講座、体操教室）	健康福祉課 （社会福祉協議会）
⑥ 健康づくりのための公園整備	身近な公園でも生涯を通じた健康づくりが出来るように、ユニバーサルデザインに基づいた公園の整備を推進します。	・ 運動公園整備計画による整備の推進 ・ 公園施設の整備と適切な維持管理	都市整備課
⑦ 教養・文化活動の推進	生涯を通じた学びや生きがい、仲間づくりを推進します。	・ 生涯学習ハンドブックの作成・配布 ・ 生涯学習講座の開催	生涯学習課
		・ 老人福祉センター事業（生きがい講座）	健康福祉課 （社会福祉協議会）





基本目標5 女性活躍の推進【野木町女性の活躍推進計画】



豊かで活力ある社会の実現に向け、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年に「女性活躍推進法」が制定されました。

令和元年度のアンケート調査結果によると、前回のアンケート調査結果内容とほぼ変わらず、女性のリーダーが増えると、男女問わずに優秀な人材が活躍できることや女性の声が反映されやすくなること、新たな価値・商品等が創造される等、多くの期待が寄せられています。

しかし、そのためには家事や子育て、介護等の多くを担う女性への家族の支援や公的な支援、長時間労働の改善等が必要とされています。

そのため、本プランは、女性活躍推進法第6条の2の「市町村推進計画」を包含したものとし、本町では、ポジティブ・アクションの推進等により男女間格差を是正するとともに、女性の活躍を推進するための働き方の見直しやロールモデルの構築等の環境整備を推進します。

施策の方向1 女性活躍を推進するための体制づくり

施策	施策内容	事業	担当課
① 庁内におけるワンストップ相談体制の構築	問合せや相談をしてきた方がたらい回しにされないよう、関係各課で情報を共有化し、迅速な対応を図ります。	・ 庁内連絡体制の整備	関係各課
② 多様な主体による協議会の設置の検討	既存の組織（野木町女性会議）を活用し、女性活躍の推進等について協議できる場を整備します。	・ 協議会設置の検討 ・ 女性会議の運営	生活環境課
③ 公共調達を通じた女性の活躍推進の検討	女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む一般事業主に対し、受注機会の増大を図るなど、一般事業主の自主的なポジティブ・アクションにつながるよう、公共調達について検討します。	・ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む企業情報の共有化 ・ 先進自治体等の情報収集	関係各課



第4章 施策の展開

施策	施策内容	事業	担当課
④ 企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進	町内企業における女性の活躍状況に関する情報収集及び紹介を行います。	・優良事業所表彰 ・男女共同参画推進事業所の周知 ・企業への啓発活動	生活環境課 産業課
⑤ 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業への表彰及び周知	女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む一般事業主に対する表彰等を行い、より一層の取り組みを促します。	・優良事業所表彰 ・男女共同参画推進事業所の周知 ・企業への啓発活動	生活環境課 産業課

施策の方向2 女性の職業生活をサポートする環境づくり

施策	施策内容	事業	担当課
① 管理職を含めた企業トップの意識改革の啓発等の実施	女性が活躍しやすい職場環境を実現するため、町内企業のトップに対して意識改革を促します。	・講演会やセミナー等の情報提供	生活環境課
		・企業への啓発活動	産業課
② 女性の活躍推進に対する男性の意識と職場風土の改革	女性活躍の推進を図る上で、男性からも積極的な協力が得られるよう職場風土の改革を促します。	・講演会やセミナー等の情報提供	生活環境課
		・企業への啓発活動	産業課
③ 起業を考えている女性または実際に起業する女性に対する支援	実際に起業した女性ロールモデルの提示や、起業に関する相談支援を行います。	・起業相談窓口の設置 ・起業セミナーや講座の開催 ・実際に起業した女性に関する情報収集及び紹介	産業課 (商工会)
④ 企業へのテレワーク導入支援等女性が働きやすい職場環境の実現	育児や介護等の様々な事情で外に出ることが難しい女性が、在宅での勤務を選択することができる体制づくりを推進します	・企業への啓発活動	産業課
⑤ 保育ニーズへの対応	子どもが預けられないことにより、働きたくても働きに出られない状況を生み出すことのないよう、引き続き町の保育環境の整備を推進します。	・保育ニーズの把握 ・保育定員の定期的な見直し	こども教育課



施 策	施策内容	事 業	担当課
⑥ 妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底	妊娠・出産等を理由にした不利益取扱いを防止するため、事業主に対する意識啓発及び関係法制の周知徹底を図ります。	・ 関係法制に関する資料の配布 ・ 企業への啓発活動	生活環境課 産業課
⑦ 女性の再チャレンジのための支援の促進	妊娠・子育て・介護等を理由に離職した女性の再就職への支援を行います	・ リカレント教育の情報提供や啓発	生活環境課
		・ 再就職相談会の開催 ・ 再就職に関する研修会の開催 ・ 企業への啓発活動 ・ 好事例の情報収集及び紹介	産業課



第 5 章
プランの
推進体制



第5章 プランの推進体制

1 進行管理と評価

プランの確実な推進を図り、男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な課題に迅速に対応するためには、定期的・系統的に状況を把握し、目標達成の度合いなど、適切な評価方法を行うことが求められます。

そこで、プランの進行管理を行うとともに、推進状況について公表するほか、評価組織による推進体制を確立するとともに、施策について評価を行います。

(1) 町民との協働によるプランの推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民と行政の協働によるプランの推進が基本となります。

プランの推進にあたっては、町民の委員で構成する「野木町男女共同参画審議会」を主体として、プランを推進します。

(2) PDCA サイクルによるプランの推進

本プランは、「野木町男女共同参画審議会」において、施策の進捗状況を継続的に評価・公表し、関係各課等と連携して必要な改善を図ります。





2 推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくうえでの課題は多岐にわたり、プランの推進にあたっては、庁内の推進体制を強化するとともに、国・県・近隣市町・企業・団体等との連携を密にし、協力し合いながら問題解決にあたる必要があります。

(1) 庁内推進体制の整備・充実

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、プランの理念や趣旨を十分に踏まえ、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進できるよう、職員の研修等を行い、男女共同参画の意識改革に努めます。

(2) 国・県・近隣市町・企業・団体等との連携

法制度の改正や財政に関わる問題など、町独自での解決が困難である課題については、国・県・近隣市町・企業・団体等との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。



参考資料

参考資料

1 プラン見直しの経過

日 時	内 容
令和元年12月18日 ～令和2年1月20日	男女共同参画プラン見直しに係る町民アンケート調査の実施
令和2年10月15日	第8回野木町女性会議 ・第3次野木町男女共同参画プラン（案）について
令和2年10月19日	第1回野木町男女共同参画審議会 ・第3次野木町男女共同参画プラン（案）について
令和2年10月28日	野木町男女共同参画推進本部会議（庁内会議） ・第3次野木町男女共同参画プラン（案）について
令和2年12月1日 ～令和3年1月4日	第3次野木町男女共同参画プラン（案）に関するパブリックコメントの実施
令和3年1月14日	第2回野木町男女共同参画審議会 ・第3次野木町男女共同参画プラン（案）に関するパブリックコメントの意見報告及び回答について ・第3次野木町男女共同参画プラン最終（案）について ・提言





2 野木町男女共同参画審議会委員等名簿

(敬称略)

番号	氏 名	所 属 等	備考
1	五月女 光子	野木町人権擁護委員	会長
2	西巻 ちず子	野木町教育委員会	副会長
3	藤田 晴彦	野木町校長会	
4	益子 光博	野木町工場協会	
5	星野 英子	女性団体連絡協議会	
6	知久 善一	野木町社会福祉協議会	
7	舘野 純子	野木町民生委員児童委員協議会	
8	舘野 アサ子	野木町農業委員	
9	大島 美香	P T A連合会	
1 0	佐藤 厚子	公募	
1 1	秋元 弘美	公募	
1 2	新谷 由里子	白鷗大学教育学部准教授	アドバイザー

3 野木町男女共同参画推進条例

野木町条例第11号

野木町男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第17条）

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第18条・第19条）

第4章 野木町男女共同参画審議会（第20条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

日本国憲法では、基本的人権の尊重と法の下での平等が保障されている。男女平等の実現に向けた様々な取組みが着実に進められてきているが、なお一層の努力が必要とされている。家庭、学校、職場、地域その他多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できるような社会を目指していくことが求められている。

人々の優しさあふれる野木町には、国の重要文化財に指定されている「野木町煉瓦窯」をはじめ、「野木神社の提灯もみ」、ラムサール条約登録湿地の「渡良瀬遊水地」など歴史的、文化的遺産が数多く残されている。また、町のシンボルは「ひまわり」であり、誰もがひまわりの花のように明るく、いきいき活躍できるまちづくりを推進している。その取組みの一環として、男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するため「野木町男女共同参画プラン」を策定するとともに、町民と行政が一体となって男女共同参画社会を構築していくことを広く周知するため「男女共同参画都市宣言」（平成24年3月24日野木町告示第67号）を行い、積極的に取り組んでいる。

しかし、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として根強く残っているほか、グローバル化、少子高齢化、高度情報化の進展など時代の大きな変化に伴い新たな課題も生じている。また、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、生活と仕事が調和しにくい現実にも直面している。

このような中、「男女ともいきいき活躍できるまち」を推進していくためには、一人ひとりが人権意識を持ち、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、協力し合うことのできる男女共同参画社会を築くことが重要である。ここに野木町は、町、町民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取組み、男女が共同して能力や個性を発揮できる男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に推進する



参考資料

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 男女共同参画社会 男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 町民 町内に居住、通勤通学、又は活動する者をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (6) ハラスメント 言動又は行動により相手に不快感を与え、生活環境を害すること又は不利益を与えることをいい、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどがある。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、親子、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的、性的、言語的な暴力及び相手に不快感や苦痛を与える暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割負担意識に基づく制度及び慣行にとらわれることなく、自らの意思で自由な選択ができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策、方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互に協力し、家庭、学校、職場、地域等において、子どもの養育、家族の介護その他家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が確保されること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 町は、町民及び事業者と協働し、国及びその他の地方公共団体と連携し、家庭、学校、職場、地域等において男女共同参画の推進が積極的に行われるよう率先して取り組まなければならない。

ならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画に理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において、男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(家庭教育、学校教育、社会教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、学校、職場、地域等において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画の策定又は変更するときは、町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する野木町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(人材育成)

第9条 町は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町民及び事業者が男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行うときは、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長又は連想させるような表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

(家族経営的な産業の分野における措置)

第11条 町は、家族経営的な産業の分野において、男女がともに能力を十分に発揮し、正當に評価され、経営における対等な構成員として均等な機会が確保できるよう、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 町は、家庭、学校、職場、地域等における、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。



参考資料

(積極的改善措置)

第13条 町は、政策の立案及び決定並びに具体的施策の実施においては、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(意見等の申出)

第16条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、町長に意見、苦情等の申出を行うことができる。

2 町長は、前項の申出があった場合において適切に対応するものとし、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(相談への対応)

第17条 町は、男女共同参画の推進を阻害する行為について、町民又は事業者等からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するように努めなければならない。

2 町は、前項の相談があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別による権利侵害や差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等、身体的又は精神的な苦痛を与えるあらゆる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担、男女間のあらゆる暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないように配慮しなければならない。

第4章 野木町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に必要と認められる事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も同数となるよう努めるものとする。

2 委員は、学識経験を有する者、公募に応じた者及びその他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

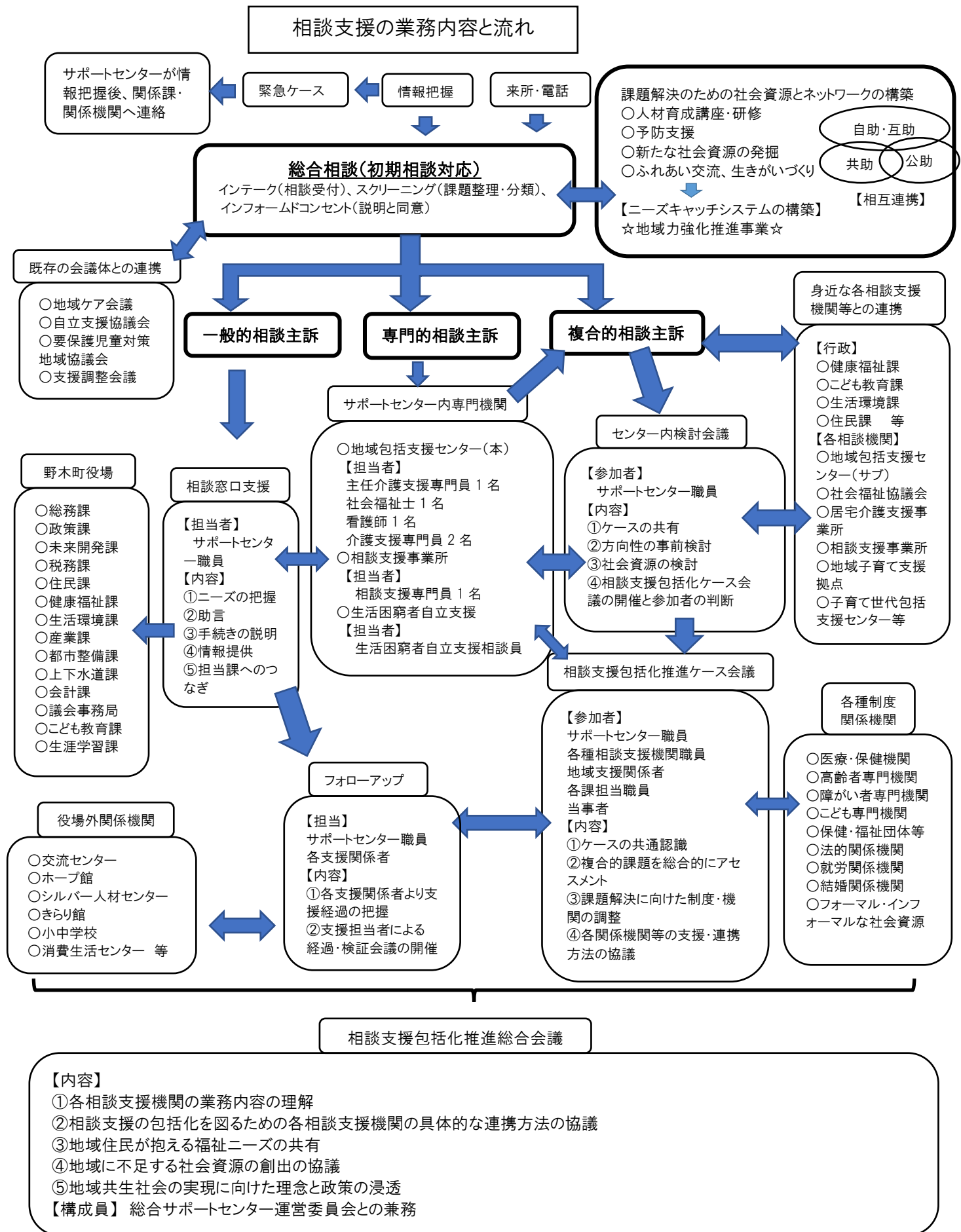
第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



4 野木町総合サポートセンター相談支援包括化推進体制



5 アンケート調査票及び単純集計結果

町民アンケートにご協力ください

～ 野木町が目指すべきこれからのまちづくり ～

平素から町政に対しまして、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。
この度町では、以下の計画を策定するにあたり、それぞれアンケートを実施いたします。

- 第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」
の基本計画（うち後期計画）・・・町政アンケート
- 第3次人権施策推進基本計画・・・人権アンケート
- 第3次野木町男女共同参画プラン・・・男女共同参画アンケート

このアンケート調査は、上記の計画を策定するにあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

調査にご協力いただきます方は、町内にお住まいの方の中から、2,807人を抽出し、選ばせていただきました。

なお、ご回答いただきました内容は、統計的に処理し、本調査の目的以外で利用することはありません。

年末の大変お忙しいところとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別紙調査票へご記入のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 12 月

野木町長 真瀬宏子

《ご記入にあたってのお願い》

1. このアンケートの回答は、封筒の宛名ご本人がご記入くださいますようお願いいたします。（答えられない場合は、ご家族の方をお願いいたします）
2. ご回答の方法は、特に指定のない場合、設問ごとにあてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。また、「その他」を選択した場合は、その具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
3. この調査の結果は、統計的に処理いたします。無記名調査ですので、お名前やご住所を書いていただく必要はありません。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて、切手を貼らずに **令和2年 1月20日（月）まで** にポストに投かんしてください。
5. この調査に関してご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

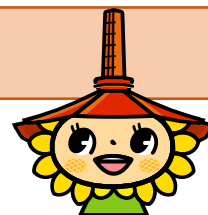
【問い合わせ先】野木町役場 総合政策部 政策課 政策係 ☎ 0280（57）4101
町民生活部 生活環境課 人権協働係 ☎ 0280（57）4154



○選択肢の後に続く数値は回答の構成比（％）です。

○有効回答数は994件です。（回答者が限定される項目は異なります）

あなたのことについて



■ あなたの性別をお答えください。（○は1つ）

1. 男性 45.6 2. 女性 51.8 3. その他 0.0

※「3. その他」とは、LGBT等を考慮した選択肢です。戸籍上の区分とは別にご自身の主観によりご記入ください。

無回答：2.6

■ あなたの年齢をお答えください。（○は1つ）

1. 16～29歳 5.7 2. 30歳代 10.1 3. 40歳代 12.0 4. 50歳代 16.9
5. 60歳代 24.5 6. 70歳代 19.2 7. 80歳以上 10.2

無回答：1.4

■ あなたが現在お住まいの地区をお答えください。（○は1つ）

1. 友沼 18.7 2. 松原 5.1 3. 新橋 12.1 4. 野木 6.4
5. 野渡 3.9 6. 南赤塚 6.5 7. 中谷 1.3 8. 丸林東 17.5
9. 丸林西 12.4 10. 潤島 6.7 11. 若林 2.2 12. 佐川野 3.1
13. 川田 2.3

無回答：1.6

■ あなたが野木町にお住まいの年数をお答えください。（○は1つ）

1. 5年未満 5.9 2. 5年以上10年未満 6.8
3. 10年以上20年未満 14.9 4. 20年以上 70.0 5. その他 0.5

無回答：1.8

■ あなたの雇用等の状況をお答えください。（○は1つ）

1. 正規雇用 27.1 2. 非正規雇用* 18.3 3. 自営業・自由業 5.5
4. 専業主婦・専業主夫 16.5 5. 学生 2.8 6. 無職 25.6 7. その他 1.5

*パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託社員など

無回答：2.7

■ あなたはご結婚されていますか。（○は1つ）

1. 既婚 70.8 2. 離別・死別 13.0 3. 未婚 14.9 4. その他 0.1

無回答：1.2

■ あなたのお子さんについてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. いない 20.7 2. 未就学 6.4 3. 小学生 8.1 4. 中学生 5.7
5. 高校生 5.0 6. 大学生・大学院生（短大・専門学校など含む） 4.5 7. 社会人 55.1
8. その他 2.7

無回答：4.3

■ 現在同居しているご家族で、介護が必要なご家族はいますか。（○は1つ）

1. いない 85.6 2. いる 12.4

無回答：2.0

男女平等に関する意識について

問1 あなたが、次の言葉について、見たり聞いたりしたことがあるものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 野木町男女共同参画プラン	31.9	2. 男女共同参画社会	48.5
3. ジェンダー（社会的性別）	44.6	4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	41.8
5. 育児・介護休業法	51.2	6. 男女雇用機会均等法	68.5
7. DV（ドメスティック・バイオレンス）	74.3	8. デートDV（恋人間での暴力）	28.4
9. ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど）	79.5		
10. 特になし	6.3		

無回答：6.1

問2 あなたは、次の項目について、どのように思いますか。
(それぞれの項目で、あてはまる番号1つに○)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
1. 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方	2.2	23.1	36.4	32.5	5.7
2. 「男は男らしく、女は女らしく」という考え方	6.1	35.7	30.3	22.0	5.8
3. 結婚は個人の自由であり、結婚してもしなくてもどちらでも良いという考え方	31.2	38.9	20.3	4.2	5.3
4. 結婚しても夫婦二人だけで、必ずしも子どもがいなくても良いという考え方	25.9	37.3	25.6	5.3	5.9
5. 仕事を「男性向きの仕事、女性向きの仕事」など、性別で分けるとする考え方	3.3	26.6	40.5	23.9	5.6
6. 女性だけでなく男性も育児休業を取得したほうが良いという考え方	35.0	49.8	8.2	2.1	4.8

問3 現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。次の項目のそれぞれについてあなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれの項目で、あてはまる番号1つに○)

	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
1. 家庭生活の中で	10.4	36.1	33.2	5.1	1.9	7.5	5.7
2. 職場の中で	13.3	44.2	22.8	3.9	1.4	7.2	7.1
3. 教育の場で	3.6	15.7	57.1	2.3	0.5	13.1	7.6
4. 町内会や自治会などの地域の中で	8.9	26.9	42.2	3.9	0.8	10.8	6.6
5. 慣習・しきたりなどで	15.2	40.5	21.9	2.5	0.2	12.4	7.2
6. 政治の場で	27.9	42.1	13.9	1.0	0.7	8.1	6.3
7. 法律や制度の上で	10.9	29.0	35.8	2.8	1.1	14.1	6.3



仕事について

問4 あなたの現在の就労状況をお答えください。(○は1つ)

1. 働いている	50.9	2. 産休、育休・介護休業中	0.7
3. 働いていない（就労経験あり）	40.1	4. 働いたことがない	4.0

無回答：4.2

問5 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。(○は1つ)

1. 女性は職業をもたない方がよい	0.6
2. 結婚するまでは職業をもつ方がよい	1.7
3. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい	5.9
4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい	40.4
5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	34.4
6. その他	10.6

無回答：6.3

《就労経験のある方（問4で「1.」～「3.」に○をつけた方）にお聞きします》

問6 あなたの職場では、次の項目について、男女平等になっている（なっていた）と思いますか。
(それぞれの項目で、あてはまる番号1つに○)

	平等	ほぼ平等	あまり平等とはいえない	男女の差が相当ある	わからない	無回答
1. 募集や採用の条件	17.3	33.1	23.6	6.0	7.5	12.5
2. 人事配置や昇進	10.2	22.1	32.9	12.1	10.0	12.7
3. 教育や研修制度	17.8	37.5	15.9	4.2	11.0	13.7
4. 福利厚生	24.7	39.4	11.3	2.3	9.1	13.3
5. 定年・退職・解雇	22.8	34.8	14.0	4.8	10.3	13.3
6. 賃金	15.6	24.2	25.1	11.5	10.2	13.4
7. 仕事の内容	12.4	27.7	28.9	11.5	6.9	12.5
8. 職場の雰囲気	16.3	37.5	19.4	5.9	8.1	12.7

《就労経験のある方（問4で「1.」～「3.」に○をつけた方）にお聞きします》

問7 あなたは育児休業や介護休業を取得したことがありますか。
(それぞれの項目で、あてはまる番号1つに○)

	取得したことがある	取得したことはない				無回答
		取得しなかったが	取得したいとは思わず取得していない	取得する必要がなかった	制度がなかった	
育児休業	6.9	4.5	4.3	30.3	40.2	13.8
介護休業	1.3	3.0	3.4	40.6	34.8	17.0



ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

問 8 あなたの家庭では、次のことについて、主に男性、女性のどちらが担当していますか。
(それぞれの項目で、あてはまる番号1つに○)

	主に男性	共同して分担	主に女性	その他	無回答
1. 食事の準備	3.2	13.6	75.9	2.2	5.1
2. 食事の後片付け	6.4	26.4	59.8	1.9	5.5
3. 掃除	5.0	32.5	54.9	2.2	5.3
4. ごみ出し	28.5	26.8	36.9	1.8	6.0
5. 洗濯	5.0	17.9	69.2	1.5	6.3
6. 生活費の確保	46.1	31.7	13.0	2.7	6.5
7. 家計の管理	11.4	22.9	56.3	2.4	6.9
8. 地域活動の参加	23.4	38.3	24.8	5.2	8.1
9. 子育て (子育て中の方のみ)	0.0	36.3	47.6	2.4	13.7
10. 介護 (介護が必要な同居のご家族がいる方のみ)	8.1	26.0	35.8	4.1	26.0

≪1ページ目で「1. 既婚」に○をつけた方にお聞きします≫

問

9

あなたは、夫婦の間の役割分担の現状について、どのように思っていますか。(○は1つ)

1. 満足 28.7 2. やや満足 41.8 3. やや不満 19.3 4. 不満 6.1

無回答 : 4.1

問 10 あなたのワーク・ライフ・バランスはどの程度実現されていますか。(○は1つ)

1. 十分に仕事と生活の調和がとれている	16.4
2. どちらかといえば仕事と生活の調和がとれている	40.5
3. どちらかといえば仕事と生活の調和がとれていない	13.5
4. 仕事と生活の調和はとれていない	7.3

無回答 : 22.2

≪問10で「3.」～「4.」に○をつけた方にお聞きします≫

問 10-2 現状何が優先されていますか、また、今後何が充実されればワーク・ライフ・バランスが実現されると思いますか。(それぞれあてはまるものすべてに○)

無回答 : 1.9

無回答 : 3.9

≪現状優先されていること≫				≪今後充実したいこと≫			
1. 家庭生活	34.3	2. 仕事	55.6	1. 家庭生活	44.0	2. 仕事	12.6
3. 個人の生活	16.9	4. 地域活動	2.4	3. 個人の生活	49.3	4. 地域活動	9.7



問 1 1 男女が共に介護や子育てをしながら働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家庭生活において、男女が協力して家事や育児、介護に取り組む	79.4
2. 性別による固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方）をなくす	54.4
3. 保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる	51.0
4. ホームヘルパー制度など福祉サービスを充実させる	45.7
5. 職場における男女格差をなくす	32.5
6. 職場でのハラスメント（いやがらせ）をなくす	36.4
7. 職場において、男女ともに育児・介護休暇などをとりやすくする	58.0
8. パートタイマーや派遣の給与や労働条件をよくする	50.1
9. 在宅勤務やフレックスタイム（時間差出勤）をとり入れる	44.0
10. 労働時間を短くする	32.0
11. 再就職などの支援を充実させる	42.7
12. 仕事優先という意識を改める	33.9
13. その他	1.7

無回答：7.0

女性の活躍推進について

問 1 2 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えるとどのような影響があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される	58.0
2. 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる	44.5
3. 女性の声が反映されやすくなる	62.3
4. 国際社会から好印象を得ることができる	24.7
5. 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる	69.5
6. 男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる	48.7
7. 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む	29.7
8. 男性の家事・育児・介護などへの参加が増える	46.7
9. 今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる	8.2
10. 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる	6.1
11. 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し、家計負担及び公的負担が増大する	17.1
12. 特に影響はない	6.3
13. その他	1.3

無回答：7.0

問 1 3 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	28.3
2. 女性自身がリーダーになることを希望しないこと	26.1
3. 上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと	35.4
4. 長時間労働の改善が十分ではないこと	35.6
5. 企業などにおいては、リーダー（管理職など）になると広域異動が増えること	26.0
6. 家事・育児・介護などにおける夫などの家族の協力が十分ではないこと	52.7
7. 保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと	40.2
8. 特に障害となるものはない	10.4
9. その他	1.6

無回答：8.7



問14 あなたは、女性の活躍推進の取組に関する情報のうち、どの情報が特に必要になると感じますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 保育所や幼稚園に関する情報（場所、保育料など）	52.0
2. 放課後児童クラブに関する情報（場所、利用料など）	38.9
3. 介護・家事の支援サービスに関する情報（内容、利用方法など）	49.0
4. 就職・再就職のための職業訓練に関する情報（利用方法、相談先など）	30.9
5. 起業・NPO活動のための情報（支援内容、相談先など）	13.4
6. 仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報（内容、利用方法など）	51.9
7. 出産・育児などを経ながら就業を継続している女性のモデル事例に関する情報	29.1
8. 積極的に家事・育児に参画する男性のモデル事例に関する情報	22.5
9. ワーク・ライフ・バランスの推進や、働き方の見直しの実践例に関する情報	33.6
10. 特に必要な情報はない	6.6
11. その他	0.8

無回答：10.8

配偶者や恋人からの暴力について

問15 あなたは、配偶者や恋人から暴力を受けた経験がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 身体的暴力（なぐる、けるなど）	4.7
2. 精神的暴力（ののしる、おどすなどの言葉の暴力、無視するなど）	10.1
3. 性的暴力（性行為の強要など）	1.6
4. 経済的暴力（生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じる、仕事を妨害するなど）	1.6
5. 社会的暴力（実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限するなど）	1.4
6. その他	0.3
7. 特にない	78.1

無回答：9.7

《問15で「1.」～「6.」に○をつけた方にお聞きします》

問16 あなたは、そのことをだれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。また、その結果はどうでしたか。(○は1つ)

1. 相談して、解決した	27.0	2. 相談したが、解決していない	22.1
3. 相談しておらず、解決していない	14.8	4. 相談しなかったが、解決した	31.1

無回答：4.9

《問16で「1.」または「2.」に○をつけた方にお聞きします》

問16-2 あなたは、だれ（どこ）に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 友人・知人	61.7	2. 家族や親せき	66.7	3. 警察	5.0
4. 市町村の相談窓口	5.0	5. 県の相談窓口	0.0	6. 医療関係者	6.7
7. 学校関係者	0.0	8. 専門機関（弁護士など）	6.7	9. その他	3.3

無回答：0.0



《問16で「3.」または「4.」に○をつけた方にお聞きします》

問16-3 相談しなかった（していない）理由をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

1. 身近に相談できる人がいなかった	23.2
2. 相談窓口が分からなかった	10.7
3. 相談しても無駄だと思った	44.6
4. 相談したことが分かれると返しされと思った	5.4
5. 相談することで自分が不快な思いをと思った	16.1
6. 自分さえ我慢すればいいと思った	33.9
7. 自分にも悪いところがあると思った	32.1
8. 恥ずかしかった	10.7
9. 世間体が悪いと思った	16.1
10. 相談して他人を巻き込むのが嫌だった	12.5
11. 相談するほどのことではないと思った	39.3
12. 特に理由はない	7.1
13. その他	0.0

無回答：1.8





男女共同参画社会の実現にむけて

問17 あなたは、男女共同参画社会を実現するために、町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(それぞれの項目で、あてはまる番号1つに○)

	とても重要	重要	あまり重要でない	まったく重要でない	無回答
1. 広報誌やパンフレットなどで、男女共同参画社会について啓発する	10.4	49.7	21.8	2.7	15.4
2. 女性を対象とした人材育成のための取組を進める	11.0	51.6	20.9	0.9	15.6
2. 自主的に活動するボランティアやNPOなどの団体を支援する	6.0	44.0	31.3	1.8	16.9
4. 学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	20.8	52.4	11.4	0.6	14.8
5. 男女の生き方に関する情報提供、相談、教育などの場を充実する	11.8	50.9	20.6	0.9	15.8
6. 町が開催する会議など女性を政策方針決定の場に積極的に登用する	11.9	48.5	22.2	1.2	16.2
7. 企業などに対し、性別に関わらず働きやすい職場環境づくりの促進について働きかける	21.4	52.1	10.9	0.9	14.7
8. 子育て支援や介護支援などの公的サービスを充実させる	30.5	50.2	5.2	0.3	13.8
9. DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める	21.0	53.7	8.8	0.5	16.0
10. 学校教育などの現場において、DV防止やデートDV防止についての情報に触れる機会を増やす	16.3	52.1	15.5	0.8	15.3
11. 家庭生活（家事・育児・介護など）への、男性の積極的な参加を促進する	20.8	51.2	13.2	0.6	14.2
12. 男性の意識改革と理解を促進するためのセミナーや講演会等を積極的に実施する	12.1	44.6	26.1	1.7	15.6

自由記述

－男女共同参画についてご意見などがございましたら、ご自由にお書きください－



6 持続可能な開発目標（SDGs）解説

SDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標で、2016年から2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したものです。

発展途上国のみならず先進国も対象となっており、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

世界中の国々が自国や世界の問題に取り組むことで、すべての人が尊厳を持って生きることができ、「誰一人取り残さない」世界を実現することを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第3次野木町男女共同参画プラン

【野木町DV防止基本計画】

【野木町女性の活躍推進計画】

発行 令和3年3月

編集 野木町役場 町民生活部 生活環境課 人権・男女共同係

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4132 FAX 0280-57-3945

URL <http://www.town.nogi.lg.jp/>